

1 1 条例・要綱・協定等

1 1 - 1 神奈川県石油コンビナート等防災本部条例

(消防保安課)

〔 神奈川県条例第 30 号
昭和 51 年 10 月 15 日 〕

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 28 条第 9 項の規定に基づき、神奈川県石油コンビナート等防災本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員)

第 2 条 知事はその部内の職員のうちから指名する本部員、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）ごとの当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する本部員及び知事が必要と認めて任命する本部員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる数とする。

- (1) 知事はその部内の職員のうちから指名する本部員 4 人
 - (2) 特別防災区域ごとの当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する本部員 1 人（京浜臨海地区にあたっては 3 人）
 - (3) 知事が必要と認めて任命する本部員 7 人
- 2 前項第 3 号に掲げる本部員の任期は、2 年とする。ただし、当該本部員が欠けた場合における補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の本部員は、再任されることができる。

(専門員)

第 3 条 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第 4 条 神奈川県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部 会)

第 5 条 防災本部は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(本部長への委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 11 月 19 日条例第 59 号）

この条例は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

11-2 神奈川県石油コンビナート等防災本部運営要綱

(消防保安課)

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年神奈川県条例第30号）第6条の規定に基づき、神奈川県石油コンビナート等防災本部の運営に関し必要な事項を定める。

(本部会議)

第2条 石油コンビナート等防災本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、議長となる。

2 本部会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 本部会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 本部員は、やむを得ない事情により本部会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、本部員とみなす。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し、本部会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により本部会議を招集することができないときは、本部長は、防災本部が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 本部長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の本部会議にその旨報告するものとする。

(部会)

第5条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 防災本部の庶務は、神奈川県安全くらし安全防災局防災部消防保安課が処理する。

(その他)

第7条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、その都度本部会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

11-3 神奈川県石油コンビナート等防災本部員・幹事名簿

(消防保安課)

(2025年3月7日現在)

本部員名簿

	職 名	住 所	電 話	備 考
本部長	神奈川県知事	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	法第 28 条第 2 項
本部員	関東管区警察局広域調整部長	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000	法第 28 条第 5 項第 1 号
〃	関東東北産業保安監督部長	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0294	〃
〃	関東地方整備局統括防災官	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-1333	〃
〃	第三管区海上保安本部長	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-1118	〃
〃	陸上自衛隊東部方面混成団長	横須賀市御幸浜 1-1	046-856-1291	法第 28 条第 5 項第 1 号
〃	神奈川県警察本部長	横浜市中区海岸通 2-4	045-211-1212	法第 28 条第 5 項第 3 号
〃	神奈川県副知事	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	法第 28 条第 5 項第 4 号
〃	神奈川県くらし安全防災局長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	〃
〃	神奈川県健康医療局長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	〃
〃	横浜市長	横浜市中区本町 6-50-10	045-671-4096	法第 28 条第 5 項第 5 号
〃	川崎市長	川崎市川崎区宮本町 1	044-200-2850	〃
〃	横浜市消防局長	横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-20	045-334-6409	法第 28 条第 5 項第 7 号
〃	川崎市消防局長	川崎市川崎区南町 20-7	044-223-1199	〃
〃	ENEOS(株)川崎製油所 常務執行役員川崎製油所長	川崎市川崎区浮島町 7-1	044-276-3551	法第 28 条第 5 項第 8 号
〃	旭化成(株)製造統括本部 川崎製造所長	川崎市川崎区夜光 1-3	044-271-2101	〃
〃	ENEOS(株) 横浜製造所長	横浜市神奈川区子安通 3-390	045-461-7161	〃
〃	ENEOS(株) 根岸製油所所長	横浜市磯子区鳳町 1-1	045-757-7155	〃
〃	横浜市港湾局長	横浜市中区本町 6-50-60	045-671-7300	法第 28 条第 5 項第 9 号
〃	川崎市港湾局長	川崎市川崎区宮本町 1	044-200-3054	〃
〃	神奈川県医師会副会長	横浜市中区富士見町 3-1	045-241-7000	〃
〃	日本赤十字社神奈川県支部 事務局長	横浜市中区山下 70-7	045-681-2192	〃
〃	日本放送協会横浜放送局長	横浜市中区山下町 281	045-212-2822	〃
〃	(株)オール・エフ・ラジオ日本 常務取締役総務局長	横浜市中区長者町 5-85	045-231-1531	〃

幹事名簿

	職 名	住 所	電 話	備 考
幹事	関東管区警察局広域調整部 災害対策官	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	046-600-6000	
〃	神奈川県労働局労働基準部安全課長	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7352	
〃	関東経済産業局総務企画部 総務課危機管理・災害対策室長	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-0213	
〃	関東東北産業保安監督部保安課長	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-0294	
〃	関東地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7427	
〃	関東地方整備局横浜国道事務所長	横浜市神奈川区三ツ沢西町 13-2	045-316-3543	
〃	第三管区海上保安本部 警備救難部長	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-1686	
〃	第三管区海上保安本部 横浜海上保安部長	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-226-1686	
〃	陸上自衛隊東部方面混成団 第 3 科長	横須賀市御幸浜 1-1	046-856-1291	
〃	神奈川県警察本部警備部長	横浜市中区海岸通 2-4	045-211-1212	
〃	神奈川県警察本部生活安全部長	横浜市中区海岸通 2-4	045-211-1212	
〃	神奈川県警察本部交通部長	横浜市中区海岸通 2-4	045-211-1212	
〃	神奈川県くらし安全防災局 副局長兼総務室長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	
〃	神奈川県くらし安全防災局 危機管理担当部長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	
〃	神奈川県くらし安全防災局 防災部長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	
〃	神奈川県くらし安全防災局防災部 危機管理防災課長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	
〃	神奈川県くらし安全防災局防災部 応急対策担当課長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	
〃	神奈川県くらし安全防災局防災部 消防保安課長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	
〃	神奈川県くらし安全防災局防災部 工業保安担当課長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	
〃	神奈川県健康医療局生活衛生部 薬務課長	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111	
〃	横浜市総務局危機管理室 危機管理部長	横浜市中区港町 1-1	045-671-4096	
〃	川崎市危機管理本部危機対策部長	川崎市川崎区宮本町 1	044-200-2850	
〃	横浜市消防局予防部長	横浜市保土ヶ谷区川辺町 2- 9	045-334-6624	
〃	横浜市消防局警防部長	横浜市保土ヶ谷区川辺町 2- 9	045-334-6713	
〃	川崎市消防局予防部長	川崎市川崎区南町 20-7	044-223-2743	
〃	川崎市消防局警防部長	川崎市川崎区南町 20-7	044-223-2509	

	職 名	住 所	電 話	備 考
幹事	E N E O S (株)川崎製油所 環境安全 2 グループリーダー	川崎市川崎区浮島町 7-1	044-276-3551	
〃	旭化成(株)製造統括本部川崎製造所 環境安全部長	川崎市川崎区夜光 1-3	044-271-2101	
〃	E N E O S (株)横浜製造所 安全工務グループマネージャー	横浜市神奈川区子安通 3-390	045-461-7161	
〃	E N E O S (株)根岸製油所 環境安全グループマネージャー	横浜市磯子区鳳町 1-1	045-757-7155	
〃	横浜市港湾局政策調整部長	横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 5 階	045-671-7300	
〃	川崎市港湾局港湾振興部庶務課長	川崎市川崎区宮本町 1	044-200-3054	
〃	公益社団法人神奈川県医師会理事	横浜市中区富士見町 3-1	045-241-7000	
〃	日本赤十字社神奈川県支部事業部 救護課長	横浜市中区山下町 70-7	045-681-2192	
〃	日本放送協会横浜放送局放送部長	横浜市中区山下町 281	045-212-2831	
〃	(株)オール・エフ・ラジオ日本 本社営業部長兼報道スポーツ部	横浜市中区長者町 5-85	045-231-1531	

(趣旨)

第1 この基準は、石油コンビナート等災害防止法第29条に基づき、石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）の設置、組織等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該区域内で緊急に統一的な防災活動を実施するために本部長が必要と認めたときに設置する。また、上記に係らず、関係市長は、別表の基準に基づき、現地本部を設置できるものとする。この場合において、現地本部は本部長が設置したもののみとする。

(所掌事務)

第3 現地本部は、次の事務を所掌するものとする。

- ア 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達
- イ 防災活動現場からの被害等情報の収集及び伝達
- ウ 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- エ 防災本部への要請事項の決定
- オ 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- カ 防災本部への情報提供及び報告
- キ 防災関係機関等相互の情報連絡の調整
- ク その他本部長が指示する事項及び応急対策上必要な事項

(組織)

第4 現地本部長は、本部長が災害の発生場所等、災害状況を考慮して定めた者若しくは現地本部を設置した市の市長とし、現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部員は、自己の代理として所属職員を出席させることができる。

(設置場所)

第5 現地本部の設置場所は、原則として災害の発生場所の所在する市役所、消防本部・署とする。ただし、災害の発生場所、発生状況を考慮し、現地本部長が適当と認める場所に設置することができる。

(解散)

第6 本部長は、現地本部長と協議し、災害の危険がなくなったと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散するものとする。

附 則

この基準は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

区分	基 準
自然災害	(1) 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表されたとき (2) 関係市（横浜市及び川崎市）内で震度5（強）以上の地震を観測したとき (3) 気象庁が津波予報区の「東京湾内湾」に「大津波」又は「津波」の津波警報を発表したとき
事故災害	(1) 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合 (2) 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合 (3) 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

神奈川県石油コンビナート等防災本部等 初動対応マニュアル

〔第三版〕

令和2年12月

神奈川県石油コンビナート等防災本部

目 次

はじめに	1
用語の意義	2
I 石油コンビナート等防災本部	4
II 石油コンビナート等現地防災本部	7
III 災害情報の収集、伝達	11
IV 災害広報	14

改訂履歴

[様式]

- 様式1 異常現象報告（第2号様式（特定の事故））
- 様式2 石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告

[別添]

「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」

はじめに

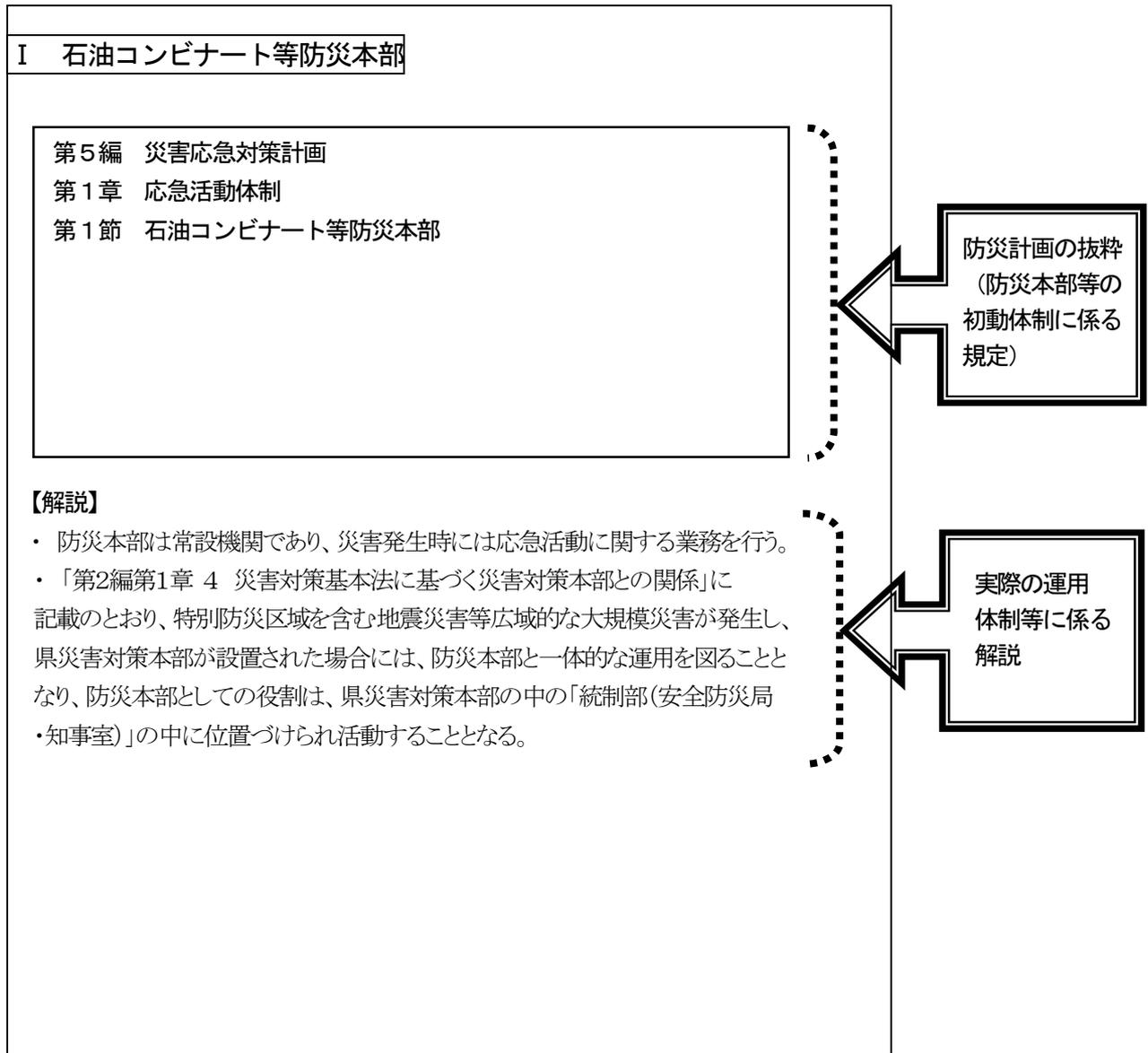
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内の石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）において大きな被害はなかったことにより、特別防災区域に係る被害情報の把握や防災関係機関間における情報伝達等に当たって特段大きな混乱は見られなかった。しかし、防災関係機関間における災害関連情報の共有体制や石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）の設置に係る具体的な現地本部員の参集方法や連絡体制等について次のような課題が浮かび上がった。

一つ目の課題としては、大規模地震等発生時における防災関係機関間の災害関連情報の収集・共有体制の再整理が挙げられる。大規模地震等発生時には、関係行政機関がそれぞれ所管する個別法令に基づき各事業所に対して被害状況等の調査を行うことが想定され、その場合、事業所の作業負担が増加すること、また、調査時期や項目の違いにより情報の錯綜が生じることが考えられる。また、大規模地震等発生直後は、事業所において停電の発生や、通信設備の障害・輻輳等により災害が発生していても通報等ができない状況になっていることも想定される。こうしたことから、事業所負担の軽減や防災関係機関間における情報の収集・共有体制の強化を図る必要がある。

次に、二つ目の課題としては、現地本部の設置に係る具体的な現地本部員の参集方法や石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）との情報連絡・連携体制の明確化が挙げられる。震災時には関係市内において震度5強の地震が観測されており、現地本部の設置基準に該当していたものの、特別防災区域において大きな被害はなかったこともあり、現地本部は設置していない。しかしながら、大規模地震等発生時には発災直後には顕在化していない被害や余震による被害も想定されることを鑑みると、現地本部を速やかに設置し、災害関連情報の収集の結果、被害の拡大等が生じないと判断された時点で解散するといった体制が望ましいと考えられる。また、設置の際の防災本部及び現地本部の本部員の参集・活動体制について、より具体的な事項の整理を行う必要がある。

そこで、本マニュアルでは、上述の課題に対応するために必要な事項について定めるとともに、防災計画の本編及び資料編に規定している内容のうち、防災本部及び現地本部の運営等に関する具体的な内容について改めて整理することにより、防災計画の運用体制の強化及び明確化を図ることを目的とする。

本マニュアルの構成



I 石油コンビナート等防災本部

第5編 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 石油コンビナート等防災本部

防災本部は、災害発生時には「第2編防災組織 第1章防災本部 2 石油コンビナート等防災本部」に定められた所掌事務のうち応急活動に関する業務を行う。

【解説】

- ・ 防災本部は常設機関であり、災害発生時には応急活動に関する業務を行う。
- ・ 「第2編第1章 4 災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係」に記載のとおり、特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生し、県災害対策本部が設置された場合には、防災本部と一体的な運用を図ることとなり、防災本部としての役割は、県災害対策本部の中の「統制部（安全防災局・知事室）」の中に位置づけられ活動することとなる。

地震災害に係る県災害対策本部設置基準

(神奈川県災害対策本部要綱及び神奈川県地震災害警戒本部要綱の運用について (通知))

本部の設置基準	備 考
1 気象庁が県内最大震度6弱以上を観測発表したとき又は震度情報ネットワークシステム ^{※1} で最大震度6弱以上を観測したとき 2 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に「大津波」の津波警報が発表されたとき ^{※2}	各局及び各地域県政総合センター等は、事態を承知したときは、本部設置決定通知等を待たず、第2次本部体制をとる。
3 気象庁が県内最大震度5弱又は震度5強を観測発表したとき若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、かつ、県内に大規模な被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 4 気象庁が津波予報区の「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に「津波」の津波警報を発表し、かつ、県内に大規模な被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ^{※2}	各局及び各地域県政総合センター等は、本部設置決定通知に基づき、第1次本部体制又は第2次本部体制をとる。

(「神奈川県地域防災計画」より抜粋)

※1 震度情報ネットワークシステムとは、県内各地に配置した震度計からリアルタイムで震度情報を収集し、市町村ごとの震度を迅速に把握するとともに、収集した地震情報を消防庁及び気象庁へ送信するシステムのこと。

※2 気象庁が発表する津波情報については、平成25年3月に津波警報の区分等が変更されている。

1 本部長の業務

(1) 本部員の招集

本部長は、特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部活動の統一的運営を図ることが必要と認めるときは、本部員を招集し、「神奈川県石油コンビナート等防災本部運営要綱」に基づき、石油コンビナート等防災本部会議を開催する。

(2) 現地本部の設置及び現地本部員の指名

本部長は、現地本部を設置した又は現地本部長から設置の報告を受けた場合は、その旨を本部員に通知するとともに、現地本部長の意見若しくは要請を参考として当該災害の応急対策活動を迅速かつ総合的に実施するために必要な現地本部員を防災本部員のうちから指名する。

(3) 本部連絡員の派遣要請

本部長は、必要に応じ、本部員に防災本部への本部連絡員の派遣を要請する。

【解説】

- ・ 本部会議は「神奈川県 石油コンビナート等防災本部 運営要綱」の定めにより、本部員の過半数の出席がないと開催することができない。緊急を要するとき等、本部会議を招集することができない場合は、本部長が専決処分することとなる。
- ・ 災害の発生に伴い本部会議を開催する際には、活動方針（案）を示す。《参考様式1》
- ・ 現地本部の設置は「神奈川県 石油コンビナート等現地防災本部 設置基準」に基づいて行う。
- ・ 本部長は現地本部を設置した場合又は現地本部事務局から現地本部の設置について報告を受けた場合は、速やかに本部員へ通知し、以後の災害対応に係る報告は現地本部に対して行うよう指示する。また、本部員の属さない機関の幹事にも参考に通知する。《参考様式2》
- ・ 現地本部長からの意見若しくは要請を参考に本部員の中から現地本部員を指名する。《参考様式3》

2 事務局の業務

事務局は、石災法及び本計画に基づく本部長及び防災本部に係る次の事務を執行する。

- (1) 本部員及び本部連絡員の防災本部への参集連絡
- (2) 災害及び防災活動に関する情報の収集及び本部構成機関への伝達
- (3) 現地本部との連絡調整
- (4) 本部長の指示内容の現地本部への伝達
- (5) 防災関係機関等に対する応援要請等の連絡
- (6) 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- (7) 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- (8) 災害及び防災活動に関する情報の整理及び報道機関への情報提供
- (9) 災害情報管理システムの運用
- (10) 危険物タンクスロッシング被害予測システムの運用
- (11) 大容量泡放射システムの運用に係る連絡調整
- (12) その他応急対策上必要な事項の処理

【解説】

(1) 本部員及び本部連絡員の防災本部への参集連絡

本部長から本部会議開催の指示があった場合は、本部員に対して参集を要請する。

《参考様式4》

また、本部長からの指示に基づき、本部連絡員の派遣を要請する。

(2) 災害及び防災活動に関する情報の収集及び本部構成機関への伝達

第5編第2章第3節の定めに基づき、情報収集は次のとおり行う。

〔事故災害発生時〕※¹

消防機関 又は 発災事業所等からの通報、報告、連絡によるほか、必要に応じて消防機関 又は 発災事業所等へ問い合わせる。

〔大規模自然災害発生時〕※²

平時における情報収集に加え、「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づく消防機関からの報告による。（詳細は、「Ⅲ 災害情報の収集、伝達」参照）

なお、「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」は、防災関係機関間における災害関連情報の一元化、情報収集の迅速化等を図ることを目的としているが、防災関係機関が必要に応じてそれぞれ所管する個別法令に基づき災害関連情報を収集することを妨げるものではない。

※¹ 大規模自然災害発生時以外における特定事業所での火災、爆発等の大規模災害をいう。以下において同じ。

※² 県内の特別防災区域で震度5弱以上の地震観測時、若しくは東京湾内湾の津波予報区において大津波警報又は津波警報の発表時をいう。以下において同じ。

災害関連情報の関係行政機関への伝達については、「Ⅲ 災害情報の収集、伝達」の解説に記載のとおり行う。

(5) 防災関係機関等に対する応援要請等の連絡

第5編第11章に基づき、応援要請を行う。

- ・近隣消防、他県消防、緊急消防援助隊
：消防保安課（統制部が設置されたときは消防調整チーム）と調整を行う。
- ・自衛隊
：災害対策課（統制部が設置されたときは応急対策チーム）と調整を行う。
- ・石災法第28条第7項で定める専門的知識を有する職員
：防災本部事務局から消防庁に対して行う。

(6) 防災活動等に必要な防災資機材等の調達

横浜市消防局、川崎市消防局 及び ENEOS(株)根岸製油所に保管委託している 泡消火薬剤や扇島地区共同防災協議会 及び 川崎市千鳥区防災協議会に保管委託している防災資機材を必要に応じて拠出する。

また、これらの運搬に必要な車両についても必要に応じて、「緊急車両の調達 又は 斡旋に関する覚書」に基づき調達する。

(10) 危険物タンクスロッシング被害予測システムの運用

地震の発生により同システムが作動し、溢流危険度のレベル値が「LV2」又は「LV3」と表示されたタンクについて、点検者の安全を十分確保した上で当該タンクの点検を行い、その結果について報告するよう当該タンクを有する事業所へ指示する。

(11) 大容量泡放射システムの運用に係る連絡調整

「大容量泡放射システムの輸送等に関する活動要領」に基づき、調整を行う。

3 本部連絡員の業務

防災本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。
派遣された本部連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 当該本部員の補佐
- (2) 防災本部と所属機関との情報連絡

Ⅱ 石油コンビナート等現地防災本部

第2節 石油コンビナート等現地防災本部

1 現地本部長の業務

(1) 現地本部の設置

現地本部長は、現地本部を設置したときは、直ちに本部長に対し設置の報告をするとともに、必要な現地本部員の指名を要請する。

(2) 現地本部員の参集

現地本部長は、本部長が指名した現地本部員に参集連絡を行い、現地本部を運営する。また、必要に応じ、市災害対策本部との一体的運営を図る。

(3) 特定事業所等職員の招集

現地本部長は、災害及び応急活動等の状況を把握し、今後の応急対策を確立するため、必要に応じ、災害発生事業所、関係特定事業所及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の職員の現地本部への派遣を求める。

(4) 市関係職員の招集

現地本部長は、現地本部が行う応急対策に必要と認める市関係職員を招集する。

(5) 本部連絡員の派遣要請

現地本部長は、必要に応じ、現地本部員に現地防災本部への現地本部連絡員の派遣を要請する。

【解説】

(1) 現地本部の設置

現地本部長は、本部長が災害の発生場所等、災害状況を考慮して定めた者 若しくは現地本部を設置した市の市長とする。

市長は、現地本部設置基準別表に該当する災害※が発生した場合は、特段の事由がない限り本部長からの指示を待つことなく現地本部を設置するものとする。

現地本部の設置場所は原則として、災害の発生場所の所在する市役所、消防本部・署とするが、災害の発生場所、発生状況を考慮し、現地本部長が適当と認める場所に設置するものとする。なお、現地本部の設置場所は、不測の事態に備え、代替となる施設を定めておくことが望ましい。

現地本部事務局（当該市の防災主管課（室））は、現地本部を設置したときは速やかに現地本部の設置について防災本部長に報告する。（「4 活動体制(1) 現地本部設置の報告」参照）

「第2編第1章 4 災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係」に記載のとおり、特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合には、現地本部と一体的な運用を図ることとなる。すなわち、必ずしも現地本部会議を開催する必要はなく、例えば、現地本部を市災害対策本部の中の一組織として位置付け活動することなどが考えられる。

(2) 現地本部員の参集

現地本部長は、本部長に対し、必要な本部員の中から必要な現地本部員の指名を要請する。
現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

現地本部設置基準 別表

区分	基 準
自然災害	(1) 大規模地震対策特別措置法第9条における「警戒宣言」が発表されたとき (2) 関係市（横浜市及び川崎市）内で震度5（強）以上の地震を観測したとき※ (3) 気象庁が津波予報区の「東京湾内湾」に大津波警報又は津波警報を発表したとき※
事故災害	(1) 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合 (2) 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合 (3) 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

(神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準より抜粋)

※ 地震については、気象庁が発表する震度情報で震度5強以上の地震を観測した場合（横浜市及び川崎市については、当該市域のうち特別防災区域内で震度5強以上の地震を観測した場合）において、また、津波については、気象庁により津波警報又は大津波警報が発表された津波予報区に属した場合とする。

2 現地本部事務局の業務

現地本部の運営を円滑に実施するため、現地本部に「現地本部事務局」を設置し、次の業務を行う。

- (1) 現地本部員及び現地本部連絡員の現地本部への参集連絡
- (2) 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達
- (3) 防災本部との連絡調整
- (4) 防災関係機関及び特定事業者等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
 - ア 特定事業所相互応援の連絡調整
 - イ 消防機関との連絡調整
 - ウ 海上保安部（署）等との連絡調整
 - エ ライフライン事業者との連絡調整
- (5) 現地本部決定事項の防災関係機関への連絡
 - ア 県警察による交通規制等の要請
 - イ 緊急消防援助隊の応援要請
 - ウ 自衛隊の応援要請
 - エ その他広域応援活動の要請
- (6) 応急対策活動に必要な防災資機材等の調達
- (7) 災害及び応急対策活動に関する情報の整理及び報道機関への提供
- (8) その他応急対策上必要な事項の処理

【解説】

(2) 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達

〔事故災害発生時〕

消防機関又は発災事業所等からの通報、報告、連絡によるほか、必要に応じて消防機関又は発災事業所等へ問い合わせる。

【大規模自然災害発生時】

事故災害発生時における情報収集に加え、「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づく消防機関からの報告による。（詳細は、「Ⅲ 災害情報の収集、伝達」参照）

3 現地本部連絡員の業務

現地本部員は、現地本部から要請があった場合、現地本部連絡員を現地本部へ派遣する。
派遣された現地本部連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 当該現地本部員の補佐
- (2) 現地本部と所属機関との情報連絡

4 解散

本部長は、現地本部長と協議し、災害の危険がなくなると認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散する。

【解説】

- ・ 防災本部事務局は、災害の発生状況、応急対策活動の実施状況等を勘案し、現地本部の解散について現地本部事務局と協議の上、解散する。
- ・ 防災本部事務局は、現地本部が解散されたときは、速やかに本部員並びに本部員の属さない機関の幹事あて通知する。《参考様式5》

Ⅲ 災害情報の収集、伝達

第2章 災害情報の収集、伝達

第1節 地震情報等の受理伝達

「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）第4章 第1節1 地震情報の収集・伝達」で定める方法によるほか、防災本部は、横浜地方気象台から受理した地震情報等をファクシミリ一斉同報システム及び石油コンビナート等防災相互無線を用いて特定事業所に伝達する。

【解説】

- ・ 地震情報は災害対策本部が地域防災計画に基づき行うが、石油コンビナート等防災本部では特定事業所に対し伝達する。

第2節 災害情報の連絡及び報告

1 災害発生事業所からの連絡

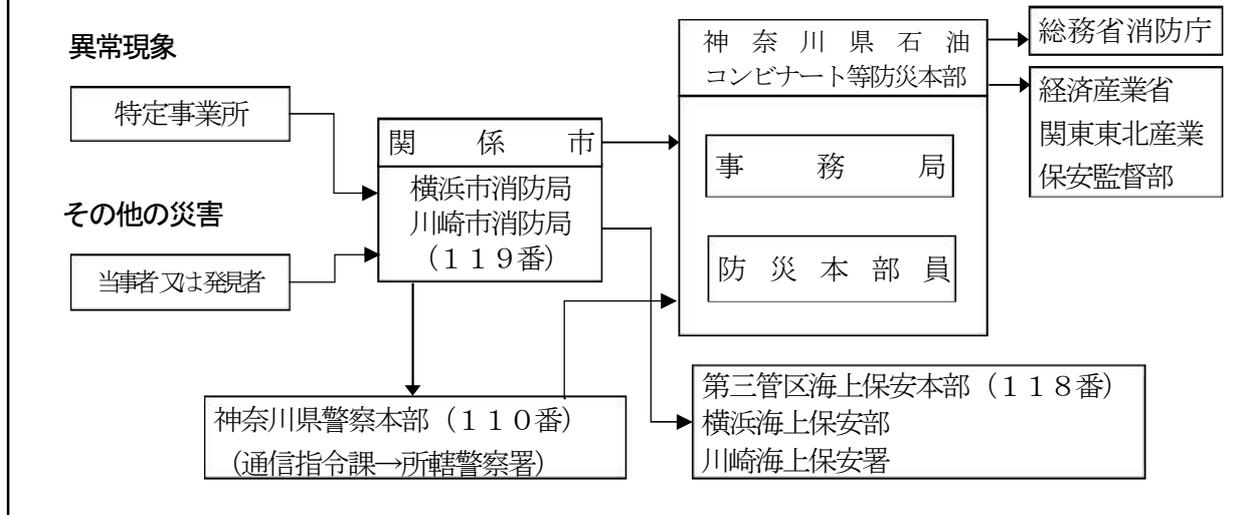
- 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏洩、流出その他の事故の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関（電話119番）に連絡しなければならない。
また、特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。
- 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、関係市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。

2 消防機関の措置

災害の通報を受けた消防機関の長は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災本部並びに警察本部及び海上保安本部に連絡する。

3 連絡及び報告の方法

連絡及び報告の方法は、有線又は無線電話若しくは徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。



【解説】

- ・ 電話等による連絡及び報告に加え、FAXや電子メール等も適宜活用する。
- ・ 防災本部事務局は、災害の状況によって、関連する機関へ連絡する。

4 防災本部等への報告

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報要領第2号様式（様式1）により判明次第逐次行い、その手続きは次のとおりとする。

- ① 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、当該火災・災害等が発生した地域の属する関係市は、火災・災害等に関する即報を防災本部を通じて行う。
- ② 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、防災本部は、関係市からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に対して行う。
- ③ 直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、関係市は、第一報を防災本部に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、関係市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。
- ④ 関係市は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。防災本部は、関係市からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、関係市からの報告を待たずに情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して行う。

【解説】

- ・ 防災本部事務局は、関係市から様式1による報告を受けたときは、消防庁への報告に加え、「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」に基づき、経済産業省関東東北産業保安監督部あて報告を行う。

第3節 防災本部への災害・応急措置の報告

石災法第26条で定める災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有するもの（関係市長、第三管区海上保安本部長等）は同条の規定に基づき、現在の体制及び実施した応急措置の概要等について、本部長の求めに応じ、防災本部に報告し、本部長は防災関係機関内の情報共有を図る。

なお、現地本部が設置されたときは、現地本部に報告し、現地本部は防災本部に報告する。

また、発災事業所は、防災活動終了後2週間以内に「石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告（様式2）」を用いて、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、防災本部に報告する。

【解説】

- ・ 防災本部事務局は、海上保安庁、関係市防災担当部局・消防局等、情報収集が必要な機関に対し、現況報告の依頼を行う。
- ・ 防災本部事務局は、現地本部が設置されたときは発災事業者に対し、当該報告を現地本部へ行うよう伝達する。

第4節 大規模地震発生時の施設被害状況の報告

大規模地震発生時には「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき、施設被害の情報を共有する。

【解説】

- ・ 「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づく報告を受けた消防機関の長は、消防活動上必要な情報等については、適宜整理の上報告することを妨げない。
- ・ 防災本部事務局は、消防機関から「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づく報告を受けた場合は、適宜とりまとめの上、必要な機関へ情報伝達を行うとともに、必要に応じて広報活動を行う。

IV 災害広報

第5章 災害広報

第1節 県及び関係市等の防災関係機関の広報

災害発生時には、特別防災区域及びその周辺地域をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。

県、関係市等の防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。

1 県の広報

(1) 広報の内容

防災本部は、流言飛語による社会混乱の防止のため、次の事項について積極的に広報する。

- ア 災害の状況に関すること
- イ 関係市長が実施した避難に関すること
- ウ 応急対策活動の状況に関すること
- エ 流言飛語の防止に関すること
- オ その他県民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

【解説】

- ・ 県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、県民の混乱の防止を図る。
- ・ 適切な判断による行動を可能とするため、防災本部は関係機関等と連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。

(2) 広報の方法

防災本部は、次により広報活動を行う。

ア 放送機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して、広報を要請する。

また、県民への防災本部設置の伝達、混乱防止のために、知事談話の放送を要請する。

要請の窓口

放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口
日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	211-0737 放送部
(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	231-1531 総務部
(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	681-7242 報道部
横浜エフエム放送(株)	—	223-2585 ニュース室 223-2562 マスター (夜間)

イ 報道機関への要請

「災害時における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請する。

- ・ 協定締結先一覧 (各横浜支 (総) 局・支局)
日本テレビ(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)ニッポン放送、朝日新聞社(株)、(株)毎日新聞社、(株)読売新聞社、(株)産業経済新聞社、(株)東京新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)日刊工業新聞社、(株)日本工業新聞社、(社)共同通信社、(株)時事通信社

【解説】

- ・ 発災後の情報の混乱を回避するため、報道機関に対しては各社均一の情報を提供することとし、記者発表 (資料提供) 及び「地震関係情報コーナー」掲出資料以外の情報は提供しない。
- ・ 発災後当分の間は、電話等による報道機関の個別取材には原則として応じない。個別取材の自粛要請は、防災本部長名の文書により行うものとし、文書は知事室を通じ報道機関に配布する。
- ・ 知事室は、上記について、報道機関に対して説明し、予め了解が得られるよう調整する。
- ・ 「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道協力に関する協定書」に基づき、放送・報道機関の協力により、県の災害防災対策等について必要な情報を逐次提供するよう要請する。

ウ 一般広報

- (ア) 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報
- (イ) 市等の広報媒体を活用した広報
- (ウ) 県広報車（放送設備のある車両）による広報
- (エ) 必要に応じたヘリコプターによる広報
- (オ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- (カ) 新聞紙面購入による広報
- (キ) ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

【解説】

- ・ 放送機関及び報道機関への要請のほか、防災本部は、県民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、社会的混乱を防止し、民心の安定を図る

様式 1

第 2 号様式(特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2. 危険物等に係る事故
 - 3. 原子力施設等に係る事故
 - 4. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発見日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火〔処理〕 〔完了〕日時	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()	物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ()					
施設の概要			危険物施設 の区分			
事故の概要						
死 傷 者	死者 (年齢・性別)	人	負傷者等	人 (人)		
			重 症	人 (人)		
			中 等 症	人 (人)		
			軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防衛組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
		そ の 他		人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

神奈川県石油コンビナート等防災本部長 殿

石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告

報告者

事故（災害）の名称			
事故（災害）の発生日時	平成 年 月 日 時 分	事業所の名称	
事故（災害）の発見日時	平成 年 月 日 時 分	所在地	
通 報 日 時	平成 年 月 日 時 分	特定事業所の別	
通報先・元（通報方法）	()	事業所の業態	
鎮火又は処理終了時刻	平成 年 月 日 時 分	主な製造・貯蔵 取扱い品目	
事 故 の 概 要	事故の種類	①漏洩 () ②放出 () ③火災 () ④爆発 () ⑤中毒等 () ⑥破損 () ⑦電気系統事故 () ⑧プラント停止 () ⑨海上流出 () ⑩その他 ()	
	事故の場所	施設・設備の規模等 A塔槽類 ①加熱炉 ②反応炉 ③蒸留器 ④熱交換器 ⑤分離塔 ⑥貯槽 ⑦容器 ⑧その他 () B回転機器 ①圧縮機 ②ポンプ ③送風機 ④その他 () C配管系 ①配管 ②継手 ③弁 ④その他 () D付属施設 ①安全弁・破裂板 ②緊急遮断弁等 ③計装・液面計等 ④断熱材 ⑤溝・ピット等 ⑥その他 () Eユーティリティ ①ボイラー ②変電所・電源等 ③その他 () F荷役設備 ①陸上設備 ②海上設備 ③その他 () G輸送設備 ①普通自動車 ②トラック ③タンク ④タンクローリー ⑤ボンベ ⑥クレーン車 ⑦その他 () Hその他 ①計器室 ②倉庫 ③研究室 ④事務所等 ⑤その他 ()	
	人的被害	A 死亡者 名 () 死者の氏名・性別・年令・所属等 B 重傷者 名 () C 軽傷者 名 ()	
	物的被害	種類	面積
		()	(m ²) ()
	損害額		
	原因	A設備関係 ①構造設計不良 () ②材料不良 () ③工作不良 () ④計装制御系統の欠陥⑤劣化 () ⑥外部加重又は衝撃 () ⑦その他 () B運転管理関係 ①作業情報の提供・伝達の不備 () ②認知・確認のミス（インプットミス）() ③誤判断（中枢処理のミス）() ④誤操作（アウトプットミス）() ⑤技量未熟（経験不足）⑥作業基準の不備 ⑦指揮命令の不備 ⑧点検不良 ⑨補修不良 ⑩その他 () 〔事故原因（記述）〕	

	事故(災害)に至る経過	
	事故時の運転状況	①定常時運転 ②スタートアップ操作時 ③シャットダウン操作時 ④定修時 ⑤修理(不定期) ⑥その他()
	防災活動及び措置状況	出動人員 名(内訳) 出動車両 台(内訳) 防災資機材 出動船舶数 隻 品名 数量 [防災活動(措置)の状況]
	事故から得た教訓及び事故後の改善措置の重点	
	その他	

(備考) 最終報告は、防災活動終了後2週間以内に行うこと。

改 訂 履 歴

制定・改訂年月	改 訂 内 容	改 訂 理 由	備 考
2013. 6. 19	〔第一版〕の策定・施行	(策定)	同日より施行
2016. 3. 29	〔第二版〕の策定・施行	石油コンビナート等防災 計画の修正に併せて修正	
<u>2020. 12. 7</u>	<u>〔第三版〕の策定・施行</u>	<u>時点修正</u>	

地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル

1 目的

本マニュアルは、県内の石油コンビナート等特別防災区域（以下、「特別防災区域」という。）における、地震、津波等の災害による施設被害の発生状況等を迅速に把握するとともに、防災関係機関において当該情報を共有することにより、災害時における防災体制の強化を図ることを目的とする。

2 対象施設

地震等による被害状況を把握する施設等は、石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所（以下「特定事業所」という。）内に設置する施設等であって、以下のものをいう。

- (1) 高圧ガス施設
- (2) 危険物施設
- (3) 毒物・劇物取扱施設
- (4) その他施設（管理棟、構内道路等をいう。）

3 施設被害状況等の報告方法等

- (1) 施設被害状況等の報告は、気象庁が発表する震度情報について、横浜市及び川崎市（以下2市まとめて「関係市」という。）の特別防災区域において、震度5弱以上の地震を観測した特別防災区域に存する特定事業所が、別に定める様式により、施設被害状況等を所轄する関係市の消防本部へ提出することにより行う。また、津波にあつては、気象庁により津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された津波予報区（東京湾内湾）に属する特別防災区域に存する特定事業所が報告するものとする。
- (2) 各市消防局は、特定事業所から提出された報告を随時石油コンビナート等防災本部（事務局：県消防保安課）及び各市の防災主管課（現地防災本部事務局）あて転送する。
- (3) 石油コンビナート等防災本部事務局は、各市消防局から転送された内容を整理し、適宜防災本部員へ情報提供を行うとともに、必要に応じて、併せて国（総務省消防庁、経済産業省関東東北産業保安監督部）へ報告し、記者発表や県ホームページへの掲載等、被害情報（被害がないことの情報含む）の発信を行う。
- (4) 災害時においては、文字情報の方が正確に伝わるため、特定事業所から所轄消防本部への報告及び各市消防本部から石油コンビナート等防災本部等への報告の手段については、優先順位を1ファクシミリ若しくはメール、2電話の順とし、これら通信設備が使用不能の場合は、石油コンビナート等防災相互通信用無線を活用するなど迅速な報告に努める。
- (5) 特定事業所は、地震発生後原則1時間以内を目安に、その時点で把握している状況等について可能な範囲で、第1報を別紙1により所轄消防本部へ報告し、地震発生後原則2日以内を目安に、第2報を別紙2により報告する。また、第3報以降については、施設被害状況等に変更が生じた時点で別紙2により報告するものとする。
- (6) 事業所敷地内の液状化や浸水等により、直ちに施設被害状況等の把握が困難な場合においては、各時点で把握している状況等について可能な範囲で所轄消防本部へ報告する。

また、津波警報等発表時においては、津波警報等が解除され、施設点検者の安全の確認ができた時点で施設点検を行うこととなると考えられるため、別紙1及び別紙2の報告内容のうち、施設被害に関する内容については、施設被害状況等について把握が可能となった時点で速やかに報告するものとする。

（ただし、津波警報等発表時においても、別紙1の「防災活動状況」「避難の状況等」や、別紙2の「地震発生時の施設の稼働状況について」など報告可能と考えられる内容については、その時点で把握

している範囲において報告を行うこととする。)

- (7) 災害の発生に伴い、県又は関係市の災害対策本部が設置された場合は、本マニュアルによる他、各本部の指示に基づき報告する。

4 その他

- (1) 石災法に規定する異常現象、その他個別法（消防法、高圧ガス保安法等）の規定により通報等を要する事象については、本マニュアルの規定によらず、各法令の規定に基づき適切に通報等を行う必要があることに留意する。

また、施設被害状況等のうち、既に異常現象等として関係当局に通報等を行っている場合は、改めて報告する必要はないものとする。

- (2) 本マニュアルに規定がない事項については、必要に応じて防災本部員で協議の上、防災本部事務局から要請等することとする。

地震・津波発生時における石油コンビナート施設等被害状況調査表

		報告日時	
事業所名		記入担当者	
担当者メールアドレス		電話番号	
被害の有無	無 ・ 有		
被害有の場合	施設名		
	施設の区分	危険物 (危険物名) 高圧ガス (高圧ガス名) 毒物・劇物 (物質名) その他 ()	
	被害の概要	【状況】	
	死傷者数	死者 人 負傷者等 (重症 人 軽症 人)	
防災活動状況			
避難の状況等			
備考欄			

※1 事業所敷地周辺の道路等の状況で把握している情報があれば備考欄に記載してください。

※2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加・拡大して記入してください。

地震・津波発生時における石油コンビナート施設等被害状況調査表

		報告日時	
事業所名		記入担当者	
担当者メールアドレス		電話番号	

1. 施設付近の地震等の状況

(1) 地震の大きさについて（事業所に地震計を設置している場合）

震度		計測値	gal
----	--	-----	-----

(2) 津波の大きさ等について

津波高さ	m	浸水の 有無	無 ・ 有
浸水の程度 <small>(浸水深さ、浸水範囲等)</small>			

2. 地震発生時の施設の稼働状況について

(1) 施設の稼働状況

稼働中 ・ 停止中

(2) 緊急停止の操作等の状況

無 ・ 有 (手動・自動)	装置名	
---------------	-----	--

3. 地震・津波による施設の被害の状況について（該当する項目について記載）

(1) 施設（適用法令：高圧ガス保安法・消防法・その他（ ））の被害の状況について

被害状況	被害（無・有）	措置	
------	---------	----	--

(2) その他施設（管理棟、構内道路等含む）の事業所内の被害について

被害状況	被害（無・有）	措置	
------	---------	----	--

4. 設備の再稼働の時期

--

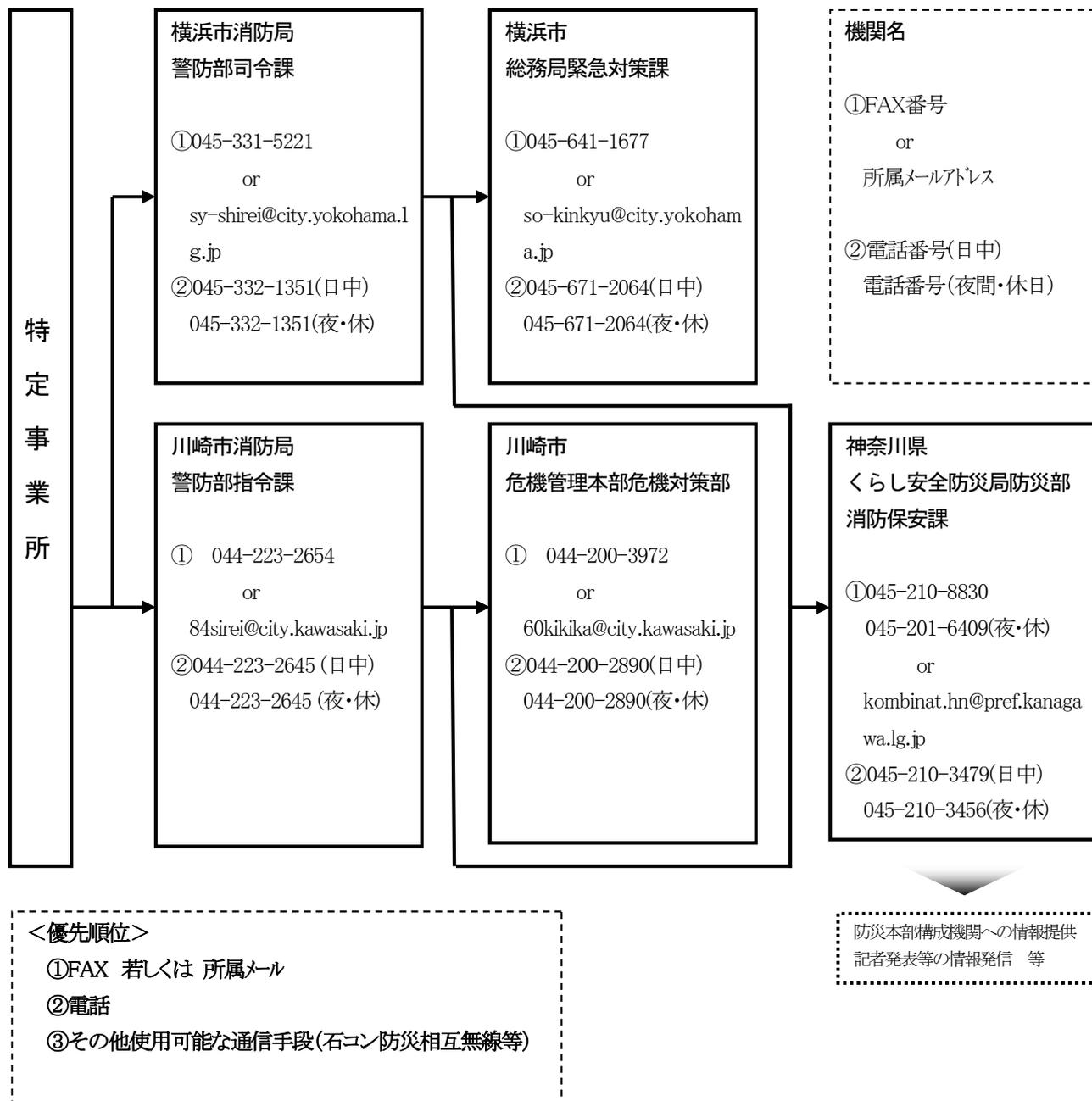
5. その他

--

※ 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加・拡大して記入してください。

地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル

連絡系統図



(2024年4月1日現在)

地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル概要

【報告基準】

- 気象庁が発表する震度情報について、横浜市及び川崎市の特別防災区域において、震度5弱以上の地震を観測した特別防災区域に存する特定事業所が報告する。
- 津波にあつては、気象庁により津波警報又は大津波警報が発表された津波予報区（東京湾内湾）に属する特別防災区域に存する特定事業所が報告する。

【報告系統】

- ①特定事業所は、別紙様式に基づき、施設被害状況等を所轄する市の消防本部へ報告する。
- ②各市消防本部は、特定事業所からの報告を随時県消防保安課（石油コンビナート等防災本部事務局）及び各市の防災主管課（現地防災本部事務局）あて転送する。

【報告手段】

- 報告は、別紙様式（第1報：別紙1、第2報：別紙2、第3報以降：別紙2）を所轄消防本部へ送付することにより行う。
- 所轄消防本部への送付は、情報伝達が確実な文字情報による報告を優先することとし、次の順位とする。
 - ①ファクシミリ若しくは電子メール
 - ②電話
 - ③その他使用可能な通信手段（石油コンビナート等防災相互通信用無線等）

【報告期日（目安）】

気象庁が発表する震度情報及び津波情報		報告内容	報告期限（目安）※1
震度情報	津波情報		
震度5弱以上	津波警報又は大津波警報	第1報	原則、地震発生後1時間以内
		第2報	原則、地震発生後2日以内
		第3報以降	被害状況等に変更を生じた場合
	無し又は津波注意報	第1報	同上
		第2報	
		第3報以降	
震度5弱未満	津波警報又は大津波警報	第1報	同上
		第2報	
		第3報以降	
	無し又は津波注意報	本マニュアルに基づく報告は不要	
		異常現象、その他個別法の規定により通報等を要する事象	覚知後直ちに通報等※2（その他個別法の規定に従う）

※1 事業所敷地内の液化化や浸水による被害により、若しくは、津波警報等が発表されていることにより施設点検が実施できない状況など、直ちに施設被害状況等の把握が困難な場合においては、各時点で把握している状況（防災活動状況、避難の状況等）について可能な範囲で所轄消防本部へ報告する。

※2 石災法に規定する異常現象、その他個別法（消防法、高圧ガス保安法等）の規定により通報等を要する事象については、本マニュアルの規定によらず、各法令の規定に基づき適切に通報等を行う必要があることに留意する。
また、施設被害状況等のうち、既に異常現象等として関係当局に通報等を行っている場合は、改めて報告する必要はない。

地震・津波発生時における石油コンビナート施設等被害状況調査表（記載例）

		報告日時	20XX年 〇月〇日 〇時〇分
事業所名	〇〇(株) 〇〇工場	記入担当者	〇〇部 〇〇(氏名)
担当者メールアドレス	xxx@xxx.xxx.xx	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
被害の有無	無 ・ 有		
被害有の場合	施設名	〇〇〇製造施設	
	施設の区分	危険物 (危険物名) 高圧ガス (高圧ガス名 〇〇ガス) 毒物・劇物 (物質名) その他 (構内道路、事務所棟建屋等)	
	被害の概要	【状況】 ・ 〇〇〇製造施設において、液状化により建屋が傾斜。配管が一部変形しているが、ガス漏えいはなし。 ・ 液状化に伴う構内道路の一部地割れ、陥没が発生（特定通路は被害なし）。その他設備被害はなし。 ・ 構内停電の発生。非常用電源により電源供給中。	
	死傷者数	死者 〇人 負傷者等 (重症 〇人 軽症 〇人)	
防災活動状況	・ 人員点呼を行い、全員の安否を確認済み ・ 余震が収まり次第、順次施設点検を実施予定		
避難の状況等	・ 来訪者含め、全員一次避難所へ避難実施済み。		
備考欄			

※事業所敷地周辺の道路等の状況で把握している情報があれば備考欄に記載してください。

地震・津波発生時における石油コンビナート施設等被害状況調査表（記載例）

		報告日時	20XX年 〇月〇日 〇時〇分
事業所名	〇〇(株) 〇〇工場	記入担当者	〇〇部 〇〇(氏名)
担当者メールアドレス	xxx@xxx. xxxxx. xx	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1. 施設付近の地震等の状況

(1) 地震の大きさについて（事業所に地震計を設置している場合）

震度	6弱	計測値	150 gal
----	----	-----	---------

(2) 津波の大きさ等について

津波高さ	2.0 m	浸水の有無	無 ・ 有
浸水の程度 <small>(浸水深さ、浸水範囲等)</small>	事業所敷地で一部浸水 (〇m ² 程度)		

2. 地震発生時の施設の稼働状況について

(1) 施設の稼働状況

稼働中	・	停止中
-----	---	-----

(2) 緊急停止の操作等の状況

無 ・ 有 (手動・自動)	装置名	〇〇製造施設、△△製造装置
---------------	-----	---------------

3. 地震・津波による施設の被害の状況について（該当する項目について記載）

(1) 施設（適用法令：高圧ガス保安法・消防法・その他（ ））の被害の状況について

被害状況	被害（無・有） 津波浸水により〇号ポンプ、その他電気設備が使用不能	措置	装置停止し、内容物の移送・パージを実施中
------	--------------------------------------	----	----------------------

(2) その他施設（管理棟、構内道路等含む）の事業所内の被害について

被害状況	被害（無・有） ・構内道路の液状化 ・事務所棟停電	措置	・土のうによる復旧により、車両通行可 ・非常用発電機による電源供給
------	---------------------------------	----	--------------------------------------

4. 設備の再稼働の時期

施設点検し、異常なしと認められた施設については順次稼働予定

5. その他

--

11-7 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書
(危機管理防災課情報通信グループ)

神奈川県石油コンビナート等特別防災区域における災害発生時及び東海地震に係る警戒宣言発令時における防災関係等の相互通信連絡手段の確保を図ることを目的として、神奈川県が所有する防災相互無線設備（以下「無線設備」という。）の管理及び運用に関し、神奈川県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の通り協定する。

(無線設備の委託)

第1条 甲は、別表(省略)に掲げる無線設備の管理及び運用を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託期間)

第2条 無線設備の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、委託期間満了の日の1箇月前までに甲または乙から申し出がない場合は、引き続き1年間更新したものとみなし、以後この例による。

(管理の義務)

第3条 乙は委託に係る無線設備の機能を維持するため、常に善良なる管理者の注意をもって当該無線設備を管理するものとする。

(保管場所及び管理責任者)

第4条 委託に係る無線設備の保管場所及び管理責任者は、次のとおりとする。ただし、これを変更する必要がある場合は、乙は、甲に速やかに書面をもって通知するものとする。

所在地 保管場所	管理責任者	
	職	氏 名

(無線設備の運用)

第5条 乙は、委託に係る無線設備を運用するに当たっては、電波法（昭和25年法律第131号）及び神奈川県知事が別に定める運用規定に従い、その目的に則し、最も効率的に運用するものとする。

(無線従事者)

第6条 乙の無線局の無線従事者は、乙の所属職員を充てるものとする。

(維持管理等の経費)

第7条 委託期間における委託に係る無線設備の維持管理及び修理等に要する経費の分担は、次のとおりとする。

- (1) 通常の維持管理に要する経費は乙の負担とし、修理等に要する経費は甲の負担とする。
- (2) 乙が善良なる管理を怠ったために生じた故障の復旧等に要する経費は、乙の負担とする。

(無線設備の返還等)

第8条 甲は、乙による委託に係る無線設備の運用が、その目的から見て適当でないと認めるときは、第2条の委託期間の定めに係らず、乙に対して当該無線設備の返還を求めることができるものとする。

2 乙は、委託に係る無線設備の機能が著しく低下し、運用に耐えないと認めるときは、当該無線設備の返還について甲に協議を求めることができるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定にない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、甲と乙は協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として、本書を2通作成し、甲と乙は記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙

11-8 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局運用規程

(危機管理防災課情報通信グループ)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定第5条に基づき、神奈川県石油コンビナート等特別防災区域（昭和50年12月17日法律第84号 石油コンビナート等災害防止法第2条第2項）における神奈川県及び防災本部相互無線局の適正な運用について、電波法（昭和25年5月2日法律第131号）及び同法に基づく命令に規定するもののほか必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 統制局 神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課に設置された無線局をいう。
- (3) 調整局 横浜市及び川崎市の消防本部に設置された無線局をいう。
- (4) 防災関係機関局 別表に定める防災関係機関に設置された無線局をいう。
- (5) 端末局 別表に定める特定事業所（石油コンビナート等災害防止法第2条第1項第6号）、共同防災組織（同法第19条第1項）及び広域共同防災組織（同法第19条第2項）並びにその他の団体、事業所に設置された無線局をいう。
- (6) 緊急通信 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害発生時において、特に緊急を要する通信をいう。
- (7) 普通通信 防災対策上の施設点検及び防災訓練等の緊急通信以外の通信をいう。

(統制局等の名称等)

第3条 統制局、調整局、防災関係機関局及び端末局の名称、設置場所は別表のとおりとする。

(統制局等の職員)

第4条 統制局に統制管理者、副統制管理者、管理責任者、通信責任者及び通信担当者を置く。

2 統制局以外の局に管理責任者、通信責任者及び通信担当者を置く。

(統制管理者)

第5条 統制管理者は、全無線局を統括し、その運営を統制管理する。

2 統制管理者は、神奈川県くらし安全防災局防災部長の職にあるものをもって充てる。

(副統制管理者)

第6条 副統制管理者は、統制管理者を補佐し、統制管理者に事故のあるとき又は統制管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副統制管理者は、神奈川県くらし安全防災局防災企画担当課長の職にあるものをもって充てる。

(管理責任者)

第7条 管理責任者は、その者が属する統制局、調整局、防災関係機関局及び端末局の事務を処理する。

2 管理責任者は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 統制局 神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課に勤務する職員のうちから統制管理者が指名した者。
- (2) 調整局 当該調整局が設置される消防本部の長。

- (3) 防災関係機関局 当該防災関係機関局が設置される防災関係機関の長。
- (4) 端末局 当該端末局が設置される特定事業所及び事業所の長並びに共同防災組織及び団体の長。

(通信責任者)

第8条 通信責任者は、管理責任者の命を受け、その者の属する無線局の管理及び運営に従事する。

- 2 通信責任者は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 統制局 神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課に勤務する職員のうちから統制管理者が指名した者。
 - (2) 調整局 当該調整局が設置される消防本部の警防課長又はこれに準ずる者。
 - (3) 防災関係機関局及び端末局 当該無線局の管理責任者が指名した者。

(通信担当者)

第9条 通信担当者は、通信責任者の命を受け、その者が属する無線局の実務を担当する。

- 2 通信担当者は、電波法及び電波法施行令（平成13年政令第245号）の規定に基づき資格を有する職員のうちから管理責任者が指名した者とする。
- 3 管理責任者は、前項の資格を有する職員のほかに、管理運用上必要と認めた場合は、前項の資格を有しない者も併せて指名することができる。

(運用の原則)

第10条 通信は、原則として統制局及び調整局の管理のもとに行う。

(通信の種類等)

第11条 通信は、緊急通信及び普通通信の2種類とし、緊急通信は普通通信に優先して行うことができる。

(通信の統制)

第12条 無線局の通信は、次の各号に定めるところにより統制する。

- (1) 統制局又は調整局は常に端末局の通信を把握し、統制する。
- (2) 防災関係機関局、端末局の通信については、原則として送信を行わず、必要やむをえないと認められるとき送信を行うものとする。

(無線局の開局及び閉局)

第13条 無線局の開局及び閉局は次による。

- (1) 無線局は原則として常時開局するものとする。
- (2) 無線局の閉局は統制局又は調整局の指示による。

(通信体制)

第14条 統制管理者は、次の各号に該当するときは直ちに、通信の確保に必要な措置を各無線局の管理責任者に執らせなければならない。

- (1) 災害、その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) その他統制管理者が特に必要と認めるとき。

(無線局の管理)

第15条 統制管理者は、無線局の現況を把握しておかななければならない。

- 2 管理責任者は、当該無線局の管理及び運用現況を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。
- 3 通信担当者は、点検を行う等無線設備の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

(故障時の措置)

第16条 通信担当者は、故障等のため通信を行うことができなくなると予測されるときは直ちに必要な措置を執るとともに速やかに通信責任者に報告し、通信責任者は管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに統制管理者に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた統制管理者は、直ちに必要な措置を執らなければならない。

(無線業務日誌)

第17条 管理責任者は、無線局を運用した際は、無線業務日誌に必要な事項を記載しなければならない。

(管理責任者の変更届)

第18条 管理責任者は、通信責任者及び通信担当者に変更があったときは、速やかに統制管理者に届け出なければならない。

(無線設備の変更)

第19条 管理責任者は、その者の管理する無線局の無線設備に変更の必要を生じた場合は、あらかじめ統制管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(無線設備の現況報告)

第20条 管理責任者は、その者の管理する無線局及び管轄する端末局の運用状況を、統制管理者の指示に従い報告するものとする。

(運用状況の報告)

第21条 調整局の管理責任者は、その管理する無線局及び管轄する端末局の運用状況を、統制管理者の指示に従い報告するものとする。

(通信責任者等の報告)

第22条 管理責任者は、その者の管理する無線局の通信責任者及び通信担当者の現況を統制管理者の指示に従い報告するものとする。

(その他)

第23条 統制管理者は、この規程に定めるもののほか神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線の運営に必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成 9年 5月26日から施行する。
- 3 この規程は、平成11年 6月 1日から施行する。
- 4 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 5 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 6 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 7 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 8 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 9 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 10 この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。
- 11 この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。
- 12 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 13 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

- 14 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 15 この規程は、平成30年 4月 18日から施行する。
- 16 この規程は、平成31年 4月 16日から施行する。
- 17 この規程は、令和 4年 2月 1日から施行する。
- 18 この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 19 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

11-9 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局運用要領

(危機管理防災課情報通信グループ)

(趣 旨)

第1条 この要領は、神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局運用規程（以下「規程」という。）第23条の規定により防災相互通信用無線の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信の原則)

第2条 通信は通信の円滑な運用をはかるため統制局及び調整局の統制のもとに簡明に行うものとする。

(無線局の送信)

第3条 規程第12条第1項第2号の規定による防災関係機関局及び端末局が送信を必要とするときは、次の場合をいう。

- (1) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）第23条第1項に定める異常現象が発生したとき。ただし、石油コンビナート等災害防止法第23条に定める異常現象の通報は、加入電話等により行うものとする。
- (2) 統制局又は調整局が送信を指示したとき。
- (3) その他訓練、機器の試験調整等で送信を必要とするとき。

(無線局の配備)

第4条 平常時の無線局の配備は規程の別表のとおりとする。

2 防災活動時の配備は、統制局、調整局の指示によるほかは、各機関の判断によるものとする。

(通信要領)

第5条 通信は原則として各調整局単位の通信系統により行うものとする。

- 2 複数の調整局に係る防災活動を実施するための通信は、統制局又は統制局の指名した調整局の統制によるものとする。
- 3 呼出し応答は、呼出し名称のあとに規程の別表の略称を付すものとし連絡設定後は呼出し名称を省略することができる。
- 4 統制局又は調整局は、各無線局に共通する通報を送信する場合は、各局呼出しのうえ冒頭に「一斉通報」を前置して通報するものとする。
- 5 前記の「一斉通報」に対する応答順位は規程別表の呼出し名称の番号順によるものとする。
- 6 緊急を要する通報を送信しようとする無線局は「急報」を前置して通報するものとする。
- 7 訓練のために無線局を運用する際は冒頭に「訓練」を前置して通報するものとする。
- 8 通信は簡潔にし、迅速かつ正確に行う等通信の輻輳を避けるように努めるものとする。
- 9 各無線局は常に最良の受信状態を維持して、情報の入手に努めるものとする。

(点 検)

第6条 規程第15条第3項の規定により通信担当者は、次の点検を行うものとする。

- (1) 毎週無線機の充電状況を確認する。
- (2) 定期的に試験電波を発射する等無線機の異常の有無を確認する。
- 2 前各号の点検を実施したときは、無線業務日誌（別記第1号様式）に必要な事項を記載する。

(通信責任者等の報告)

- 第7条 規程第18条の規定により管理責任者は、通信責任者等に異動等があった場合は、その都度速やかに通信責任者等現況報告書(別記第2号様式)により統制管理者に報告するものとする。
- 2 電波法に基づく無線従事者の選(解)任届は前項の報告に基づいて統制管理者が行うものとする。
- 3 事業所名又は管理責任者の変更等が生じた場合は、任意様式により統制管理者に報告するものとする。

(その他)

- 第8条 統制管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線局の職員が運営に必要な事項を熟知するよう努めるものとする。
- 2 管理責任者は、その管理する無線局の運用方法等について、所属職員に周知させるものとする。

付 則

- 1 この要領は、昭和57年 4月 1日から施行する。
- 2 この要領は、平成 9年 5月26日から施行する。
- 3 この要領は、平成11年 6月 1日から施行する。
- 4 この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 5 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 6 この要領は、令和 4年 2月 1日から施行する。
- 7 この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(様式は省略)

11-10 石油コンビナート等災害防止法施行事務処理要領

(消防保安課)

(目的)

第1条 この要領は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号、以下「法」という。）に定めるもの以外の事務処理に関し、必要な事項を定める。

(第二種事業所の指定等)

第2条 知事は、本要領第3条の規定に基づく調査、第4条、第5条、第8条及び第9条の規定による報告の結果に基づき、第二種事業所の指定又は指定の解除を関係機関（消防機関、消防保安課、薬務課）に石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量等について照会し、当該指定等に係る意見を徴したうえで行う。

2 知事は、前項の指定又は指定の解除を行ったときは、その旨を公表するとともに当該事業者へ通知する。

(実態調査)

第3条 県は、第二種事業所の指定等に資するため、石油コンビナート等特別防災区域の事業所における石油等の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理等について、年1回実態調査を実施する。

(特定事業者の現況報告)

第4条 特定事業者は、当該特定事業所における石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量等が第一種事業所の基準に達したとき若しくは、第一種事業所又は第二種事業所の基準を下回ったときは、遅滞なく、その旨を様式第1により知事に報告するものとする。

2 法第5条に規定する第一種事業所（以下「レイアウト第一種事業所」という。）が、レイアウト第一種事業所以外の第一種事業所になったときは、前項の規定を準用する。

3 特定事業者は、当該特定事業所（レイアウト第一種事業所を除く。）において新たに別の特定事業所を包括しようとするときは、その石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量等をあらかじめ様式第1により知事に報告するものとする。

4 前項の規定は、包括する事業所について変更があった場合において準用する。

(その他事業者の現況報告)

第5条 特定事業者以外の事業者は、当該事業所における石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量等が第二種事業所の基準に達すると認められるときは、遅滞なく、その旨を様式第1により知事に報告するものとする。

(関係機関の指導)

第6条 関係機関は、特定事業所以外の事業者が第5条に該当すると認めたときは、同条の報告をするよう指導するものとする。

(氏名等の変更報告)

第7条 特定事業者（レイアウト第一種事業所に係るものを除く。）はその氏名（法人にあっては、その名称又は代表者の氏名）又は住所に変更があったときは、遅滞なく、その旨を様式第2により知事に報告するものとする。

(承継の報告)

第8条 特定事業者（レイアウト第一種事業所に係るものを除く。）から、特定事業所を譲り受け、又は借り受けた者は、その旨を様式第3により知事に報告するものとする。

(廃止の報告)

第9条 特定事業者は、特定事業所を廃止したときは、遅滞なく、その旨を様式第4により知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成元年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量等変更に伴う報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

報告者

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名） ㊞

石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量等に変更があつたので、石油コンビナート等災害防止法施行事務処理要領第 4 条（第 5 条）の規定に基づき報告します。

(特定)事業所の所在地及び名称	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

石油等の貯蔵・取扱・処理量及び指数

石油類の最大貯蔵・取扱量		高圧ガスの総処理量	
石油類 (A)	油類(毒劇物を除く)(B)	高圧ガス(A)	高圧ガス(毒劇物を除く) (B)
kℓ (指数:)	kℓ (指数:)	N m ³ /D (指数:)	N m ³ /D (指数:)
別表 1 の(ア)の数量	別表 1 の(ア)の数量から()内の数量を減じた数量	別表 2 の(イ)の数量	別表 2 の(イ)の数量から()内の数量を減じた数量
基準数量 10,000 kℓ	基準数量 1,000 kℓ	基準数量 200 万 N m ³ /D	基準数量 20 万 N m ³ /D
石油以外の第 4 類の最大貯蔵・取扱量(B)	第 4 類以外の危険物の最大貯蔵・取扱量(B)	可燃性固体類、液体類最大貯蔵・取扱量(B)	高圧ガス以外の可燃性ガス最大貯蔵・取扱処理量(B)
kℓ (指数:)	t (指数:)	t (指数:)	N m ³ /D (指数:)
別表 1 の(イ)の数量	別表 1 の(イ)の数量から()内の数量を減じた数量	別表 3 の(イ)の数量	別表 4 の(イ)の数量から()内の数量を減じた数量
基準数量 2,000 kℓ	基準数量 2,000t	基準数量 固体 10,000t 液体 10,000 m ³	基準数量 20 万 N m ³ /D
毒物最大貯蔵・取扱処理量(B)	劇物最大貯蔵・取扱処理量(B)	第 1 種算定指数の計 ((A) の和)	第 2 種算定指数の計 ((B) の和)
t (指数:)	t (指数:)		
別表 5 の(イ)の数量	別表 5 の(イ)の数量	—	—
基準数量 20t	基準数量 200t	—	—

注 1 : 石油類の貯蔵・取扱・処理量及び指数に係る各項目は、石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 4 号、第 5 号に定める第 1 種事業所、第 2 種事業所を確立するためのもので、別表に掲げる 1～5 の各表において求められた数量を記入し、それぞれの基準数量で除して求められた指数を () 内に記載するとともに、その指数の (A) と (B) の和を合計欄に記入する。

2 : 指数の算定は、小数点 3 位を四捨五入して 2 位までを記入する。

氏名等変更報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

報告者

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）^⑩

氏名等に変更があつたので、石油コンビナート等災害防止法施行事務処理要領第7条の規定に基づき次のとおり報告します。

変更の内容	変更前の氏名 及び住所	
	変更後の氏名 及び住所	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

地位承継報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

報告者

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）^⑩

特定事業者の地位を承継したので、石油コンビナート等災害防止法施行事務処理要領第8条の規定に基づき次のとおり報告します。

被承継者	氏名	
	住所	
特定事業所の 設置場所及び名称		
承継年月日	年 月 日	
承継原因		

特定事業所廃止報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

報告者

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）[㊞]

特定事業所を廃止したので、石油コンビナート等災害防止法施行事務処理要領第9条の規定に基づき次のとおり報告します。

廃止特定事業所	氏名	
	住所	
廃止年月日		年 月 日
廃止理由		

別 表
1 危険物施設の最大許可数量

類別許可数量		第 四 類						
		石 油 類				小 計kℓ	その他kℓ	計 kℓ
		第1石油kℓ	第2石油kℓ	第3石油kℓ	第4石油kℓ			
製造所等別	許可施設数							
製造所						()		()
貯 蔵 所	屋内貯蔵所					()		()
	屋外タンク貯蔵所					()		()
	屋内タンク貯蔵所					()		()
	地下タンク貯蔵所					()		()
	簡易タンク貯蔵所					()		()
	移動タンク貯蔵所(a)					()		()
	屋外貯蔵所					()		()
	小 計					()		()
取 扱 所	給油取扱所					()		()
	販売取扱所					()		()
	移送取扱所					()		()
	一般取扱所					()		()
	小 計					()		()
合 計 (A)						()		()
合 計 (B)						() (7)	(1)	()

類別許可数量		第 四 類 以 外 の 危 険 物					
		第一類kg	第二類kg	第三類kg	第五類kg	第六類kg	計kg
製造所	許可施設数						
貯 蔵 所	屋内貯蔵所					()	()
	屋外タンク貯蔵所					()	()
	屋内タンク貯蔵所					()	()
	地下タンク貯蔵所					()	()
	簡易タンク貯蔵所					()	()
	移動タンク貯蔵所(a)					()	()
	屋外貯蔵所					()	()
	小 計					()	()
取 扱 所	給油取扱所					()	()
	販売取扱所					()	()
	移送取扱所					()	()
	一般取扱所					()	()
	小 計					()	()
合 計 (A)						()	()
合 計 (B)						()	() (7)

1-(注)

- (1) 許可施設数は、製造所等の区分に従って許可施設数を記入する。
- (2) 類別許可数量は、危険物の類別区分に従って、貯蔵又は取扱最大許可数量を記入す
- (3) 危険物第四類、第六類欄中の()内には、石油コンビナート法施行令別表1に掲げる毒物、劇物に係る貯蔵又は取扱最大許可数量を記入する。
- (4) 合計(B)の欄は、合計(A)の数量から移動タンクの貯蔵量(a)欄の数量を減じた貯蔵及び取扱最大数量を記入する。

2 高圧ガス施設の貯蔵及び処理量

	可燃性ガス							
	エチレン	プロピレン	ブタジエン	塩化ビニル	水素	液化石油ガス	その他	小計
貯槽施設(タンク)の基数								
最大貯蔵能力(t)								
総処理量(Nm ³ /D)								

塩素	毒性ガス							小計
	アンモニア	シアン化水素	メチルクロライド	酸化エチレン	酸化水素	亜硫酸ガス	その他	
()	()	()					()	()
()	()	()					()	()
							()	()

酸素	不活性ガス		合計(A)	合計(B) (A-a)
	液化空気	その他(a)		
			()	()
			()	()
			()	(エ)

2-(注)

- (1) 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス施設を上記分類に従って、その貯槽施設の基数、最大貯蔵能力及び総処理量を記入する。
なお、総処理量については、可燃性ガス、毒性ガスを一括して記載する。
- (2) 可燃性毒ガスについては、毒性ガスとして扱う。
- (3) 毒性ガス中の()内には、石油コンビナート法施行令別表1、第2に掲げる毒物、劇物(Ⅲ-5表参照)に係る基数、最大貯蔵能力及び総処理量をそれぞれ内書きする。
- (4) 合計(B)には、合計(A)の数量から不活性ガス欄のその他(a)の数量を減じた基数、最大貯蔵能力及び総処理量をそれぞれ記入する。

3 可燃性固体類及び可燃性液体類の貯蔵、取扱量

	固体類	液体類
貯蔵・取扱量	t	m ³

4 高压ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・処理量

	最大貯蔵能力	総処理量 (取扱、使用量)	合計
ガス事業法関係 (Nm ³ /D)	()	()	()
電気事業法関係 (Nm ³ /D)	()	()	()
計 (Nm ³ /D)	()	()	()

4-(注)

- ガス事業法及び電気事業法の工作物における高压ガス以外の可燃性ガスの最大貯蔵能力、処理能力について石油コンビナート法施行令第3条第2項第5号により記入する。
- 最大貯蔵能力の数量は、Nm³/Dに換算して記入する。
- ()内には、石油コンビナート法施行令別表1、第2に掲げる毒物、劇物(Ⅲ-5表参照)に係る最大貯蔵能力及び総処理量をそれぞれ記入する。

5 毒物及び劇物の貯蔵、取扱、処理量

		貯蔵、取扱、処理量
毒物	四アルキル鉛	
	シアン化水素	
	弗化水素	
	小計	(キ)
劇物	アクリルニトリル	
	アクロレイン	
	アセトンシアンヒドリン	
	液体アンモニア	
	エチレンクロルヒドリン	
	塩素	
	クロルスルホン酸	
	硅弗化水素酸	
	臭素	
	発煙硝酸	
	発煙硫酸	
	小計	(ク)
合計		

5-(注)

- 石油コンビナート法施行令別表に掲げる毒物、劇物に係る品目の貯蔵、取扱、処理量を記入する。
- 消防法の危険物、高压ガス保安法の高压ガスとして規制対象とされる上記の毒物、劇物についても、含めて記入する。

11-11 神奈川県石油コンビナート等特別防災区域ファクシミリ一斉同報運用要領

(危機管理防災課情報通信グループ)

(趣 旨)

第1条 この要領は、神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域におけるファクシミリ一斉同報の運用について必要な事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一斉同報 : 災害発生時、南海トラフ地震に係る警戒宣言発令時等において、県から石油コンビナート等特別防災区域の必要な機関あて、NTTコミュニケーションズ(株)のファクシミリ同報サービス「BizFAXスマートキャスト」(以下「BizFAX」という。)を利用して、必要な災害情報を伝達することをいう。
- (2) 特定事業所等 : 別表1に定める特定事業所及び共同防災組織並びにそれに準ずる団体、事業所をいう。
- (3) 代表機関 : 特定事業所等のうち、別表1で指定したものをいう。各々、同表「地区名」欄に定める地区に所在する特定事業所等を代表するものである。
- (4) 災害情報 : 別表2に定める情報をいう。
- (5) 防災相互無線 : 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線をいう。

(情報伝達手順)

第3条 一斉同報で情報伝達を行うときの手順は、次のとおりとする。

なお、別図を参照するものとする。

(1) 基本的な手順

① 県→特定事業所等

県は、災害情報を気象庁等から受領したときは、速やかに特定事業所等あて、一斉同報、防災相互無線により災害情報の伝達を行う。

② 代表機関→特定事業所等

代表機関は、上記①による災害情報を受信したときは、速やかに代表地区の特定事業所等あて、防災相互無線により災害情報の伝達を行う。

なお、災害情報の伝達に当たっては、別表3及び4によるものとする。

③ 代表機関→県

代表機関は、上記②に引続き、速やかに県あて、「神奈川県石油コンビナート等特別防災区域災害情報受領証」(別記第1号様式)(以下「受領証」という。)をファクシミリにより返信する。

(2) 代表機関にファクシミリの不達があった場合の手順

県は、上記①の一斉同報に関して代表機関から上記③の受領証の返送がない場合には、次のとおり処理する。

④ 県→代表機関

県は、速やかに当該代表機関あて、電話等を利用して連絡をとった上で、ファクシミリにより災害情報の伝達を行う。

⑤ 代表機関→特定事業所等

代表機関は、上記④を受けて、速やかに上記②の処理を行う。

(3) 特定事業所等（代表機関を除く。）にファクシミリの不達があった場合の手順
県は上記①の一斉同報に関してNTTコミュニケーションズ(株)から返信される「Biz FAX配送結果通知」を確認し、特定事業所等（代表機関を除く。）にファクシミリの不達があった場合には、次のとおり処理する。

⑥ 県→代表機関

県は、速やかに当該特定事業所等を代表する代表機関あて、ファクシミリにより上記「Biz FAX配送結果通知」を送信する。

⑦ 代表機関→特定事業所等

代表機関は、上記⑥による「Biz FAX配送結果通知」を受信したときは、速やかに当該特定事業所等あて、ファクシミリ等により災害情報の伝達を行う。

(ファクシミリ装置の設置、管理等)

第4条 一斉同報で利用するファクシミリ装置は、県及び特定事業所等が各々設置、管理するものとする。

2 県及び特定事業所等は、一斉同報で利用するファクシミリ装置が常時、正常に機能するよう、装置の管理に努めるものとする。

3 特定事業所等は、一斉同報で利用するファクシミリ装置が停電、故障等により使用できなくなる場合、又は、使用できなくなった場合には、速やかに該当する代表機関あて、使用できない期間等、必要事項を報告するものとする。

なお、復旧した場合も同前とする。

4 代表機関は、一斉同報で利用するファクシミリ装置が停電、故障等により使用できなくなる場合、又は、使用できなくなった場合には、速やかに県あて、使用できない期間等、必要事項を報告するものとする。

なお、復旧した場合も同前とする。

(ファクシミリ番号等の変更)

第5条 特定事業所等は、一斉同報で利用するファクシミリの番号等が変更される場合には、速やかに県及び該当する代表機関あて、「神奈川県石油コンビナート等特別防災区域災害情報伝達先変更届」（別記第2号様式）により報告するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項に関して疑義が生じた場合には、県の指示によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 9年 6月 20日から施行する。
- 2 この要領は、平成11年 6月 1日から施行する。
- 3 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 4 この要領は、平成16年 1月 5日から施行する。
- 5 この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 6 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 7 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 8 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 9 この要領は、平成26年 5月 1日から施行する。
- 10 この要領は、平成27年 6月 1日から施行する。

- 11 この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 12 この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 13 この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 14 この要領は、平成30年 4月 18日から施行する。
- 15 この要領は、平成31年 4月 16日から施行する。
- 16 この要領は、令和 4年 2月 1日から施行する。
- 17 この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 18 この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。 (別表、別図及び様式は省略)

11-12 神奈川県危機管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、危機管理の総合的な推進のための体制の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 県民の生命、身体若しくは財産に直接かつ重大な被害若しくは影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態をいう。
- (2) 危機管理 危機への対処及び危機の発生の防止をいう。

(統括危機管理官等の設置)

第3条 危機管理の総合調整に関する事務を処理するため、くらし安全防災局に統括危機管理官及び副統括危機管理官を置き、統括危機管理官にあつてはくらし安全防災局長を、副統括危機管理官にあつてはくらし安全防災局副局長をもって充てる。

- 2 本庁機関（神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第2条第1号に規定する機関をいう。）における危機管理に関する事務を処理するため、神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）に規定する局（くらし安全防災局を除く。以下この項において同じ。）及び同規則第6条第1項に規定する会計局（以下この項において「会計局」という。）（次条第3項において「局」と総称する。）に局危機管理官を置き、局にあつては局長（神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号）第3条第1項に規定する局長をいう。）を、会計局にあつては会計局長（同項に規定する会計局長をいう。）をもって充てる。
- 3 出先機関（神奈川県行政組織規則第2条第3号に規定する機関をいう。次条第4項において同じ。）における危機管理に関する事務を処理するため、地域県政総合センターに地域危機管理官を置き、当該地域県政総合センターの所長（神奈川県職員の職の設置等に関する規則第5条第1項に規定する所長をいう。）をもって充てる。

(統括危機管理官等の職務)

第4条 統括危機管理官は、知事の命を受けて危機管理に関する総合調整を行い、並びに局危機管理官及び地域危機管理官と連携して、全庁的な危機管理を行うことができる体制を整備するものとする。

- 2 統括危機管理官は、適正かつ円滑な危機管理を行うため、局危機管理官及び地域危機管理官に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 局危機管理官は、局における危機管理に関する事務を掌理し、統括危機管理官及び地域危機管理官と連携して、局における危機管理を行うことができる体制を整備するものとする。
- 4 地域危機管理官は、当該地域危機管理官が置かれた地域県政総合センターにおける危機管理に関する事務を掌理し、統括危機管理官及び局危機管理官と連携して、当該地域県政総合センターにおける危機管理を行うことができる体制を整備し、並びにその所管区域内の出先機関、市町村その他関係機関との危機管理に関する連絡調整に関する事務を行うものとする。

(危機に関する情報の一元的管理)

第5条 統括危機管理官、局危機管理官及び地域危機管理官が収集した危機に関する情報は、統括危機管理官が一元的に管理するものとする。

(危機管理対策会議の設置及び所掌事務)

第6条 県に、神奈川県危機管理対策会議（以下「危機管理対策会議」という。）を置く。

- 2 危機管理対策会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 全庁的な危機管理に関すること。
 - (2) 危機管理に関する連絡調整に関すること。
 - (3) 危機管理に係る施策の検討及び進行管理に関すること。
 - (4) その他知事が指示する事務

(危機管理対策会議の組織)

第7条 危機管理対策会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、統括危機管理官をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 委員は、局危機管理官及び地域危機管理官をもって充てる。

(危機管理対策本部の設置及び所掌事務)

第8条 知事は、次に掲げる場合を除くほか、全庁的な危機管理が必要と認めるときは、神奈川県危機管理対策本部（以下「危機管理対策本部」という。）を設置することができる。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により神奈川県災害対策本部を設置した場合その他これに類する組織（第3項において「災害対策本部等」という。）を設置した場合
 - (2) 危機管理対策会議により全庁的な危機管理が十全に行われると認められる場合
- 2 危機管理対策本部は、全庁的な危機管理に関する事務をつかさどる。
 - 3 知事は、災害対策本部等が設置されたとき又は全庁的な危機管理を必要とする危機が消滅したと認めるときは、危機管理対策本部を廃止するものとする。

(危機管理対策本部の組織)

第9条 危機管理対策本部の長は、危機管理対策本部長とし、知事をもって充てる。

- 2 危機管理対策本部長は、危機管理対策本部の事務を総括する。
- 3 危機管理対策本部に、危機管理対策副本部長及び危機管理対策本部員を置く。
- 4 危機管理対策副本部長は、副知事及び統括危機管理官をもって充てる。
- 5 危機管理対策副本部長は、危機管理対策本部長を助け、危機管理対策本部長に事故があるときは、あらかじめ危機管理対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 危機管理対策本部員は、局危機管理官、地域危機管理官その他知事が指定する職員をもって充てる。
- 7 危機管理対策本部員は、危機管理対策本部長の命を受けて危機管理対策本部の事務に従事する。

(現地危機管理対策本部の設置及び所掌事務)

第10条 危機管理対策本部長は、必要があると認めるときは、地域県政総合センターの所管区域ごとに、危機管理対策本部の事務の一部を行う組織として、現地危機管理対策本部を設置することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、現地危機管理対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、危機管理対策本部長が別に定める。

(危機管理対策会議と危機管理対策本部との関係)

第11条 危機管理対策会議は、第8条第1項の規定により危機管理対策本部が設置されたときは、その所掌する事務を行わないものとする。

(庶務)

第12条 危機管理対策会議及び危機管理対策本部の庶務は、くらし安全防災局防災部危機管理防災課において処理する。

(実施細目)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
この規則は、令和元年6月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

11-13 神奈川県危機管理対策本部要綱

(危機管理防災課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民等に重大な被害、損害を及ぼす事件、事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合(以下「危機」という。)において、県民等の生命、身体及び財産の保護並びに県民生活の安定を図るために設置する「神奈川県危機管理対策本部」(以下「対策本部」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 知事は、危機の発生に際し、全庁的な対処の必要があると認めるときは、対策本部を設置する。

2 知事は、危機が解消し、全庁的な対処が概ね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(所掌事項)

第3条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県民の生命、身体及び財産の保護の推進に関すること。
- (2) 県民生活の安定の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事及びくらし安全防災局長をもって充てる。

3 本部員は次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 公営企業管理者
- (2) 議会局長
- (3) 教育委員会教育長
- (4) 人事委員会事務局長
- (5) 監査事務局長
- (6) 労働委員会事務局長
- (7) 警察本部長
- (8) 神奈川県職員の職の設置等に関する規則(昭和33年神奈川県規則第53号。以下「規則」という。)第2条に規定する理事
- (9) 規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長(ただし、くらし安全防災局長は除く。)
- (10) 規則第5条に規定する地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長

4 本部長は、対策本部の事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合、職務を代理する順序は、始めに神奈川県知事の職務代理の順序に関する規則に定める順序とし、最後にくらし安全防災局長とする。

(会議)

第5条 対策本部の会議(以下「対策本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、議題に係る特定の本部員による対策本部会議を開催することができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(現地危機管理対策本部)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、地域県政総合センターに現地危機管理対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置することができる。

2 現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもって組織する。

3 現地対策本部長は地域県政総合センター所長を、現地対策副本部長は地域県政総合センター副

所長をもって充てる。

- 4 現地対策本部員は神奈川県災害対策本部要綱別表第4の構成機関の名称の欄に掲げる地域県政総合センター部長及び各機関の長をもって充てる。
- 5 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。
- 6 現地対策本部の会議（以下、「現地対策本部会議」という。）は、現地対策本部長が必要に応じ、招集し、これを主宰する。
- 7 現地対策本部長は、必要があると認めるときは、議題に関係する特定の現地対策本部員による現地対策本部会議を開催することができる。
- 8 現地対策本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（危機管理対策会議幹事会の活用）

第7条 対策本部の所掌事項に係る情報共有、対応策の検討に当たっては、必要に応じ神奈川県危機管理対策会議幹事会を活用し、協議、調整を行うものとする。

（事務局）

第8条 対策本部会議の事務局は、くらし安全防災局とする。

- 2 くらし安全防災局長は、事務局の事務を遂行するに当たり、必要に応じ、対策本部の対象とする事案に係る局に対し協力を求めることができる。

（神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱の適用）

第9条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく国民保護措置を行うとき、又はそれに準じた措置を行うときは、対策本部及び現地対策本部の組織並びに配備体制等は、神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱別表第1から別表第4までを適用するものとする。

（実施細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

11-14 神奈川県危機管理対策会議設置要綱

(危機管理防災課)

(趣旨)

第1条 県民等に対して重大な被害を及ぼす危機が発生し又は発生する恐れがある場合に全庁的な対応に係る総合調整等を行うとともに、本県における危機管理体制の整備及び強化の検討等を行うため、神奈川県危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(対策会議の所掌事項)

第2条 対策会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県危機管理対策本部の設置に至らない危機が発生した場合の全庁的な対応に係る総合調整及び決定に関すること。
- (2) 危機管理に係る体制及び対策の強化のための施策等の検討並びに当該施策等の進行管理等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、常設の組織とし、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、神奈川県危機管理対処方針（以下「対処方針」という。）別表1に掲げる統括危機管理官をもって充てる。
- 3 委員は、対処方針別表2に掲げる局危機管理官及び別表3に掲げる地域危機管理官並びに警察本部長が別に定める者をもって充てる。

(会議)

第4条 対策会議は、座長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、対策会議に第3条第3項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長が必要と認めるときは、特に議題に関係ある特定の委員のみによる対策会議を開催することができる。

(幹事会)

第5条 対策会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、副統括危機管理官をもって充て、幹事は対処方針別表2に掲げる局危機管理主任者及び別表3に掲げる地域危機管理主任者並びに警察本部長が別に定める者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認めたときは、幹事会に第3項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事長が必要と認めるときは、特に議題に関係ある特定の幹事のみによる幹事会を開催することができる。

(幹事会の所掌事項)

第6条 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 危機発生時における情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 対策会議の所掌事項に関する事前検討、協議及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局は、くらし安全防災局防災部危機管理防災課とする。

(情報連絡体制)

第8条 統括危機管理官は、県民に対して重大な被害を及ぼす危機の発生に備え、早い段階から情報連絡体制を確立する必要があると認めるときは、くらし安全防災局に情報連絡室を設置することができる。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県危機管理連絡調整会議の設置及び運営に関する要綱(平成14年2月12日制定)は、平成20年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。
- 5 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

11-15 県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会設置要綱

(危機管理防災課)

(目的)

第1条 平成7年及び平成16年の県・横浜・川崎三首長懇談会における合意に基づき、首都圏の中核を占める神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市がそれぞれ取り組んでいる地域防災計画等の中で、都市地域における防災・危機管理対策の具体化を図り、さらに協調して対策の推進を図るため、県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、都市地域における防災・危機管理対策の具体化を図るため、次の事項について協議を行う。

- (1) 災害発生時等における応急対策活動の相互の協力、支援の具体化策
- (2) 災害時等における、必要な空地、未利用地の確保、利用調整、情報の共有化
- (3) 石油コンビナート地区の防災対策
- (4) 都市直下型地震対策に係る制度の調査研究
- (5) 国民の保護に関する計画
- (6) その他防災・危機管理対策課題

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

(幹事会)

第4条 協議会に、その目的を達成するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、幹事会の座長は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課長が当たる。

(会計監事)

第5条 協議会の会計監事は、会長が協議会の同意を得て、横浜市総務局危機管理課職員、川崎市危機管理本部危機管理部職員及び相模原市危機管理局危機管理課職員のうちからそれぞれ各1名を毎年度選任する。

(会長)

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、神奈川県くらし安全防災局防災部長をもってあてる。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が、幹事会は幹事会座長がそれぞれ必要に応じ招集する。

2 協議会の会長は、必要に応じて会議に、協議会の構成委員以外の関係者の出席を求めることができる。

3 協議会の会長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(経費)

第8条 協議会の経費は、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が同額負担するものとする。

(会計監査)

第9条 協議会の会計監査は、年1回実施する。

2 会計監事は事務局に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成8年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

神奈川県	防災部長
横浜市	危機管理室長
川崎市	危機管理部長
相模原市	危機管理監

別表2（第4条関係）

神奈川県	危機管理防災課長
横浜市	危機管理課長
川崎市	企画担当課長
相模原市	危機管理課長

11-16 九都県市災害時相互応援に関する協定

(危機管理防災課)

制 定 平成22年4月1日
一部改正 平成26年2月13日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域において災害等が発生し、被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合に、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

(応援の自主出動)

第4条 災害等の発生により、被災都県市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援調整都県市の設置)

第5条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

- 2 被災都県市と応援都県市の連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第6条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として、第3条の規定による応援を要請した都県市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定による応援に要した経費の負担は、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第8条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 応援受入体制の整備
他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。
- (2) 通信体制の整備
複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。
- (3) 情報の共有
協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。
- (4) 訓練の実施
この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。
- (5) その他
前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項。

(九都県市域外への応援)

第9条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

- 2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第7条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第10条 この協定に関し必要な事項は、九都県市・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は平成26年2月13日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月13日

埼玉県知事	上	田	清	司
千葉県知事	森	田	健	作
東京都知事	舛	添	要	一
神奈川県知事	黒	岩	祐	治
横浜市長	林		文	子
川崎市長	福	田	紀	彦
千葉市長	熊	谷	俊	人
さいたま市長	清	水	勇	人
相模原市長	加	山	俊	夫

11-17 震災時等の相互応援に関する協定

(危機管理防災課)

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

- 2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

- 2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必

要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

- 2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。)支弁するものとする。
- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第15条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が

協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成31年3月31日から適用する。

2 平成25年7月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月31日

東京都知事	小池百合子
茨城県知事	大井川和彦
栃木県知事	福田富一
群馬県知事	大澤正明
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	長崎幸太郎
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一

11-18 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(危機管理防災課)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県等の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）と定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分にできない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

(災害対策本部等の設置)

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部棟（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

(広域応援の実施)

- 第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの款事件から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。
- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
 - 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

- 第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難な時は、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

- 第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁を求めることができるものとする。
 - 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

- 第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

- 第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

- 第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する。

- 2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する。

- 2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長
鳥取県知事
全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事
全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事
北海道東北地方知事会 会長
青森県知事
関東地方知事会 会長
山梨県知事
中部圏知事会 会長
愛知県知事
近畿ブロック知事会 会長
大阪府知事
中国地方知事会 会長
山口県知事
四国知事会 常任世話人
愛媛県知事
九州地方知事会 会長
大分県知事

11-19 神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱

(昭和41年5月14日制定)

(平成26年4月11日改定)

(平成29年8月1日改定)

(目的)

第1条 この要綱は、県内の市町村の区域内に発生した危険物等に起因する火災の鎮圧等のため、県が購入した化学消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）の備蓄及び管理を委託するため必要な事項を定め、化学消火の応急的措置の効果をあげることを目的とする。

(消火剤の貯蔵及び管理の委託)

第2条 知事は、別に締結する消火薬剤備蓄管理協定書に基づき消火薬剤の貯蔵及び管理を市町村の長若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第16条に定める自衛防災組織の長、同法第19条に定める共同防災組織の長、同法第19条の2に定める広域共同防災組織の長、その他防災関係機関の組織長（以下まとめて「備蓄管理者」という。）に委託することができる。

(貯蔵又は管理の義務)

第3条 消火薬剤の貯蔵及び管理の委託を受けた備蓄管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守し管理するものとする。なお、備蓄管理者は、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に貯蔵管理しなければならない。

- (1) 火災の際に延焼の恐れのある場所を避けること。
- (2) 緊急時の搬出を妨げない場所とすること。
- (3) 協定書等に定めた場所以外には貯蔵しないこと。

(貯蔵又は管理場所の無償使用)

第4条 備蓄管理者は、消火薬剤を貯蔵又は管理するために必要な保管場所を無償で提供するものとする。

(消火薬剤の使用基準と使用手続)

第5条 備蓄管理者は、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一次的には当該備蓄管理者が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたすと判断したときに受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用するものとする。

なお、受託した消火薬剤の使用後は速やかに次の事項を記載した文書により知事に報告しなければならない。

- (1) 出火場所
- (2) 出火日時
- (3) 鎮火日時
- (4) 出火原因
- (5) 損害の程度（死傷者数を含む）
- (6) 消火活動の状況
- (7) 受託した消火薬剤の使用量（他の使用量があれば併記する。）
- (8) 火災及び有毒ガスの除去以外に使用した場合は、その使用の概要
- (9) その他の参考事項

2 昭和46年度以降に貯蔵及び管理の委託をした消火薬剤は、火災及び有毒ガスの除去及び県内事業所が行う防災訓練に使用することができる。

(消火薬剤の検査)

第6条 知事は、消火薬剤の貯蔵又は管理の状況について必要に応じて検査することができる。

(消火薬剤の補填)

第7条 備蓄管理者は、受託した消火薬剤を使用し、又は滅損した場合には当該備蓄管理者がこれを補填するものとする。

ただし、知事が特別の事情があると認めた場合は、補填しないことができる。

(消火薬剤の受託数量等の記録)

第8条 受託備蓄管理者は、受託を受けた年度毎に消火薬剤の数量、使用数量及びその残高数量が明らかに分かるように記録しておかなければならない。

(消火薬剤の返納)

第9条 知事は、備蓄管理者以外の他の地方公共団体の長から消火薬剤の供給について要請等があった場合のほか、消火薬剤の有効耐用期間等を考慮のうえ、その耐用効率が著しく減少する恐れがあるときは、委託した消火薬剤の返納を求めることができる。

11-20 化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書【横浜市】

(消防保安課)

神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱に基づき、危険物等の火災の発生に際し化学消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）を使用する目的をもって管理を委託するため、神奈川県知事 黒岩祐治（以下「甲」という。）と横浜市長 林文子（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

(消火薬剤の貯蔵及び管理の委託)

第1条 甲は、乙の区域内に発生した危険物等に起因する火災を鎮圧するために、次に掲げる消火薬剤の貯蔵及び管理を乙に委託するものとする。

- (1) 消火薬剤の種類 水成膜泡消火薬剤
- (2) 消火薬剤の数量 7,060リットル

(貯蔵及び管理の委託期間)

第2条 消火薬剤の貯蔵及び管理の委託期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。

2 この契約期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれか一方から別段の意思表示をしないときは、前項の規定にかかわらず、この契約の有効期間は、なお引続き1年間延長されるものとみなし、以後もまた同様とする。

(貯蔵場所及び貯蔵管理の管理責任者)

第3条 消火薬剤の貯蔵場所、消火薬剤の種類、数量及び管理責任者は、次のとおりとする。

貯蔵場所	消火薬剤の種類	数量 (リットル)	管理責任者
			職
神奈川消防署浦島消防出張所	水成膜泡	5,000	神奈川消防署長
金沢消防署東富岡消防出張所	水成膜泡	2,060	金沢消防署長

(貯蔵及び管理の義務)

第4条 乙は次の各号に掲げる事項を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

- (1) 火災の際に延焼のおそれのある場所を避けること。
- (2) 緊急時の搬出を妨げない場所とすること。
- (3) 協定書に定めた場所以外には貯蔵しないこと。

2 乙が前項の規定に基づき貯蔵及び管理の義務を履行していたにもかかわらず容器等の変質、破損等が生じた場合は、甲は容器の更新等の措置をとるものとする。

(消火薬剤の使用基準と使用手続)

第5条 乙は、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一時的には乙が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたすと判断したときに受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用するものとする。また、乙は、甲が ENEOS 株式会社根岸製油所に管理を委託している消火薬剤も使用できるものとする。

なお受託した消火薬剤を使用する場合には、事前にその旨を申し出て使用するものとし、使用后すみやかに次の事項を記載した文書により甲に報告しなければならない。

- (1) 出火場所
- (2) 出火日時
- (3) 鎮火日時
- (4) 出火原因
- (5) 損害の程度（死傷者数を含む。）
- (6) 消火活動の状況
- (7) 受託した消火薬剤の使用量（他の使用量があれば併記する。）
- (8) その他参考事項

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急時やむをえない場合にあつては、乙が受託した消火薬剤及び甲が ENEOS 株式会社根岸製油所に管理を委託している消火薬剤を使用できるものとする。また、ENEOS 株式会社根岸製油所に管理を委託している消火薬剤を使用する場合にあつては、乙は同所の管理責任者に事前に連絡するものとする。
- なお、同所の消火薬剤の貯蔵場所及び管理責任者等は、次のとおりである。

貯蔵場所	消火薬剤の種類	数量 (個)	管理責任者
			職
根岸製油所内	水成膜泡	8、940	環境安全グループマネージャー

(消火薬剤の検査)

第6条 甲は乙の貯蔵及び管理の状況について必要に応じ検査することができる。

(消火薬剤の補てん)

第7条 乙は、受託した消火薬剤を使用し、又は滅損した場合にはこれを補てんするものとする。ただし、災害で使用した場合等甲が特別の事情があると認めた場合は、補てんしないことができる。

(消火薬剤の受託数量等の記録)

第8条 乙は、受託した消火薬剤の数量、使用量及びその残高数量が明らかにわかるように記録しておかなければならない。

(消火薬剤の返納)

第9条 甲は、他の地方公共団体の長から消火薬剤の供給について要請等があった場合のほか、消火薬剤の有効耐用期間等を考慮のうえ、その耐用効率が著しく減少するおそれのあるときは委託した消火薬剤の返納を求めることができる。

(貯蔵及び管理に関する事務)

第10条 乙は、消火薬剤の貯蔵及び管理に関する事務をその所管に属する消防長又は消防署長に委任することができる。

(協議事項)

第11条 この協定について甲と乙との間に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。上記協定の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自がその1通を保有するものとする。

附 則

平成26年5月13日に締結した化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書は廃止する。

令和2年9月24日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市長 林 文子

11-21 化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書【川崎市】

(消防保安課)

神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱に基づき、危険物等の火災の発生に際し化学消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）を使用する目的をもって管理を委託するため、神奈川県知事黒岩祐治（以下「甲」という。）と川崎市市長 福田紀彦（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

(消火薬剤の貯蔵及び管理の委託)

第1条 甲は、乙の区域内に発生した危険物等に起因する火災を鎮圧するために、次に掲げる消火薬剤の貯蔵及び管理を乙に委託するものとする。

- (1) 消火薬剤の種類 水成膜泡消火薬剤及びフッ化たん白泡消火薬剤（耐アルコール型）
- (2) 消火薬剤の数量 別添一覧のとおり

(貯蔵及び管理の委託期間)

第2条 消火薬剤の貯蔵及び管理の委託期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

2 この契約期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれか一方から別段の意思表示をしないときは、前項の規定にかかわらず、この契約の有効期間は、なお引続き1年間延長されるものとみなし、以後もまた同様とする。

(貯蔵場所及び貯蔵管理の管理責任者)

第3条 消火薬剤の貯蔵場所、種類、数量及び管理責任者は、別添一覧のとおりとする。

(貯蔵及び管理の義務)

第4条 乙は次の各号に掲げる事項を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

- (1) 火災の際に延焼のおそれのある場所を避けること。
- (2) 緊急時の搬出を妨げない場所とすること。
- (3) 協定書に定めた場所以外には貯蔵しないこと。

(消火薬剤の使用基準と使用手続)

第5条 乙は、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一時的には乙が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたすと判断したときに受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用するものとする。

なお受託した消火薬剤を使用する場合には、事前にその旨を申し出て使用するものとし、使用后すみやかに次の事項を記載した文書により甲に報告しなければならない。

- (1) 出火場所
- (2) 出火日時
- (3) 鎮火日時
- (4) 出火原因
- (5) 損害の程度（死傷者数を含む。）
- (6) 消火活動の状況
- (7) 受託した消火薬剤の使用量（他の使用量があれば併記する。）
- (8) その他参考事項

(消火薬剤の検査)

第6条 甲は乙の貯蔵及び管理の状況について必要に応じ検査することができる。

(消火薬剤の補てん)

第7条 乙は、受託した消火薬剤を使用し、又は滅損した場合にはこれを補てんするものとする。ただし、甲が特別の事情があると認めた場合は、補てんしないことができる。

(消火薬剤の受託数量等の記録)

第8条 乙は、受託した消火薬剤の数量、使用量及びその残高数量が明らかにわかるように記録しておかなければならない。

(消火薬剤の返納)

第9条 甲は、他の地方公共団体の長から消火薬剤の供給について要請等があった場合のほか、消火薬剤の有効耐用期間等を考慮のうえ、その耐用効率が著しく減少するおそれのあるときは委託した消火薬剤の返納を求めることができる。

(貯蔵及び管理の委任)

第10条 乙は、消火薬剤の貯蔵及び管理に関する事務をその所管に属する消防長又は消防署長に委任することができる。

(協議事項)

第11条 この協定について甲と乙との間に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。上記協定の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自がその1通を保有するものとする。

(確認事項)

第12条 この協定の運用について甲と乙は、別紙のとおり確認をするものとする。
2 別添一覧の数量に変更がある場合は、乙は速やかに甲に変更理由と変更数量を報告すること。

附 則

令和3年3月2日に締結した化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書は廃止する。

令和3年6月8日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 川崎市川崎区宮本町1
川崎市市長 福田 紀彦

「化学消火薬剤の備蓄に関する協定書」に関する確認書

化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書第 12 条の確認する事項は、次の 4 項目とする。

1. 乙が協定書第 4 条に基づき貯蔵及び管理の義務を履行していたにもかかわらず容器等の変質、破損等が生じた場合は、甲は容器の更新等の措置をとるものとする。
2. 協定書第 5 条について、緊急時やむをえない場合にあつては、乙が受託した消火薬剤を使用できるものとする。
3. 協定書第 7 条中甲が認める「特別の事情」には、災害で使用した場合を含むものとする。
4. 協定書第 12 条第 2 項に基づいて乙から消火薬剤の数量変更の報告があつた場合は、甲は速やかに別添一覧を修正し、乙に写しを送付するものとする。

(別添一覧)

消火薬剤の貯蔵場所、種類、数量及び管理責任者

貯蔵場所	消火薬剤の種類	数量 (個)	管理責任者
			職
臨港消防署本署	水成膜泡	2, 200	消防局長
	フッ化たん白泡 (耐アルコール型)	9, 000	
臨港消防署浮島出張所	水成膜泡	12, 800	消防局長
	フッ化たん白泡 (耐アルコール型)	7, 000	

11-23 化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書

神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱に基づき、危険物等の火災の発生に際し化学消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）を使用する目的をもって管理を委託するため、神奈川県知事 黒岩祐治（以下「甲」という。）とJX日鉱日石エネルギー株式会社根岸製油所常務執行役員所長 大高禎夫（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

（消火薬剤の貯蔵及び管理の委託）

第1条 甲は、横浜市の特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内に発生した危険物等に起因する火災を鎮圧するために、次に掲げる消火薬剤の貯蔵及び管理を乙に委託するものとする。

- (1) 消火薬剤の種類 水成膜泡消火薬剤
- (2) 消火薬剤の数量 8,940リットル

（貯蔵及び管理の委託期間）

第2条 消火薬剤の貯蔵及び管理の委託期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。
2 この契約期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれか一方から別段の意思表示をしないときは、前項の規定にかかわらず、この契約の有効期間は、なお引続き1年間延長されるものとみなし、以後もまた同様とする。

（消火剤の種類、数量及び管理責任者）

第3条 消火薬剤の貯蔵場所、消火薬剤の種類、数量及び管理責任者は、次のとおりとする。

貯蔵場所	消火薬剤の種類	数量（リットル）	管理責任者
			職
根岸製油所構内	水成膜泡	8,940	環境安全グループマネージャー

（貯蔵及び管理の義務）

第4条 乙は次の各号に掲げる事項を遵守し、管理するものとする。

- (1) 火災の際に延焼のおそれのある場所を避けること。
- (2) 緊急時の搬出を妨げない場所とすること。
- (3) 協定書に定めた場所以外には貯蔵しないこと。

（消火薬剤の検査）

第5条 甲は乙の貯蔵及び管理の状況について必要に応じ検査することができる。

（消火薬剤の補てん）

第6条 乙は、受託した消火薬剤を使用し、又は滅損した場合にはこれを補てんするものとする。ただし、甲が特別の事情があると認めた場合は、補てんしないことができる。

（消火薬剤の受託数量等の記録）

第7条 乙は、受託した消火薬剤の数量、使用量及びその残高数量が明らかにわかるように記録しておかなければならない。

（消火薬剤の返納）

第8条 甲は、他の地方公共団体の長から消火薬剤の供給について要請等があった場合のほか、消火薬剤の有効耐用期間等を考慮のうえ、その耐用効率が著しく減少するおそれのあるときは委託した消火薬剤の返納を求めることができる。

(消火薬剤の使用基準と使用手続)

第9条 横浜市長（消防局長）から、乙の管理する消火薬剤を必要とする旨の連絡があった場合には、提供に協力するものとする。また、乙の事業所に消火薬剤を必要とする火災が発生した場合であって、乙が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたすと判断したときには、受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用できることとする。

なお、受託した消火薬剤を使用する場合には、事前にその旨を申し出て使用するものとし、使用后すみやかに次の事項を記載した文書により甲に報告しなければならない。

- (1) 出火場所
- (2) 出火日時
- (3) 鎮火日時
- (4) 出火原因
- (5) 損害の程度（死傷者数を含む。）
- (6) 消火活動の状況
- (7) 受託した消火薬剤の使用量（他の使用量があれば併記する。）
- (8) その他参考事項

(協議事項)

第10条 この協定について甲と乙との間に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。上記協定の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自がその1通を保有するものとする。

(確認事項)

第11条 この協定の運用について甲と乙は、別紙とおり確認をするものとする。

平成26年5月7日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 横浜市磯子区鳳町1番1号
JX日鉱日石エネルギー株式会社根岸製油所
常務執行役員所長 大高 禎夫

「化学消火薬剤の備蓄に関する協定書」に関する確認書

化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書第 11 条の確認する事項は、次の 3 項目とする。

- 1 乙が協定書第 4 条に基づき貯蔵及び管理の義務を履行していたにもかかわらず容器等の変質、破損等が生じた場合は、甲は容器の更新等の措置をとるものとする。
- 2 協定書第 6 条中、甲が認める「特別の事情」には、災害で使用了した場合を含むものとする。
- 3 協定書第 9 条について、緊急時やむをえない場合にあっては、乙が受託した消火薬剤を使用できるものとする。

以上

11-24 神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の

経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。

(4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書25通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。
昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。
(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。
(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。
(平成12年4月13日締結)

附則

この協定は、平成16年8月20日から施行する。
(平成17年1月11日締結)

附則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。
(平成18年3月20日締結)

附則

この協定は、平成18年8月18日から施行する。
(平成18年8月18日締結)

附則

この協定は、平成25年4月19日から施行する。
(平成25年4月19日締結)

11-25 東京湾消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、第2条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

- (1) 東京都（東京消防庁）
- (2) 川崎市（川崎市消防局）
- (3) 千葉市（千葉市消防局）
- (4) 横浜市（横浜市消防局）
- (5) 市川市（市川市消防局）

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他前2号に準ずる大規模火災等

第2章 相互応援

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市（以下「発災都市」という。）の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する都市（以下「応援都市」という。）の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - (2) 発災都市の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
 - (3) その災害を防除するための協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合
- 2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生の場所及び被害の状況
 - (3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所
 - (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第5条 応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか、応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

(消火用資器材等の調達手配)

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定都市間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第12条 この協定を実施するための必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故等により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。
- (2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。
平成2年5月29日

東京消防庁消防長	消防総監	中 條 永 吉
川 崎 市 市 長		高 橋 清
千 葉 市 市 長		松 井 旭
横 浜 市 市 長		高 秀 秀 信
市 川 市 市 長		高 橋 國 雄

附 則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。
平成18年12月12日

東京消防庁消防長	消防総監	関 口 和 重
川 崎 市 市 長		阿 部 孝 夫
千 葉 市 市 長		鶴 岡 啓 一
横 浜 市 市 長		中 田 宏
市 川 市 市 長		千 葉 光 行

11-26 横浜海上保安部と横浜市消防局との業務協定

(目的)

第1条 この協定は船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の火災について横浜海上保安部(以下「甲」という。)と横浜市消防局(以下「乙」という。)が協力してその機能を発揮し、消火活動または火災予防活動を最も効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この協定の区域は京浜港横浜区及び横浜市地先海域とする。

(船舶の担任)

第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭、さん橋または岸壁にけい留された船舶及び上架または入渠中の船舶。

(2) 河川、運河(京浜運河を除く。)内の船舶。

2 前項以外の船舶の消火活動は甲の担任とし、乙はこれに協力するものとする。

(火災予防活動)

第4条 協定区域内における火災予防活動は、甲、乙が協議して行うものとする。

(相互通報)

第5条 甲または乙は、協定区域内の船舶から火災が発生し、または発生のおそれがあることを知った場合は、相互にその旨を速報するものとする。

2 甲または乙が単独で消火活動に従事したときは、相互にすみやかにその旨を通報するものとする。

(火災の調査)

第6条 船舶の火災原因ならびに火災および消火によりうけた損害の調査は、甲、乙が協議して行うものとする。

(情報及び資料の交換)

第7条 法令に定めるもののほか、消火活動等を効果的に行うため、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる次の資料及び情報について相互に交換するものとする。

(1) 入港船舶の危険物積載状況

(2) 化学消火剤の備蓄状況

(3) その他必要な機材器具等の整備状況および動員計画

(経費の負担)

第8条 消防活動等に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

ただし、甲、乙の機関が通常装備積載している以外のもを使用し、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づく業務を遂行したことによって、そのために職員が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合、その災害に対する補償については、その職員が所属する機関がその責任を負うものとする。

(実施細目及び疑義)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書)

第11条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙において各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から施行する。

2 横浜海上保安部と横浜市安全管理局との業務協定(平成18年4月1日)は廃止する。

平成22年4月1日

甲	横浜海上保安部長	小川 泰治
乙	横浜市消防長	鈴木 洋

11-27 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定

(目的)

第1条 この協定は、横浜海上保安部を甲（以下「甲」という。）と川崎市消防局を乙（以下「乙」という。）とし、船舶の火災その他について甲、乙が協力して円滑な消火活動等を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の対象とする海上の区域は、川崎市に属する海域（以下「協定区域」という。）とする。

(消火活動の責任)

第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力する。

(1) ふ頭又は岩壁、若しくは浮きさん橋にけい留された船舶及び上架又は入きよ中の船舶

(2) 河川、運河における船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用をうけない船舶

2 前項以外の船舶の火災の消火活動は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(火災の調査等)

第4条 協定区域内における船舶の火災の原因調査は、前条第1項に掲げる船舶については、主として乙が担任し、第2項に掲げる船舶については甲が担任する。

2 火災及び消火活動により受けた船舶の損害調査は甲と乙が協議して行うものとする。

(火災の予防)

第5条 協定区域内の船舶の火災予防に関しては、甲と乙が協力して行うものとする。

(相互通報)

第6条 甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は火災発生のおそれがあることを知ったときは、すみやかにその旨を相互に通報するものとする。

2 甲又は乙は、協定区域内で単独で船舶の火災の消火活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡しなければならない。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、化学消火薬剤等資材の備蓄状況その他についての情報を相互に交換するものとする。

(経費等の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動等要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど協議のうえ定めるものとする。

(特別応援)

第9条 甲又は乙は、協定区域外であっても大災害が発生したときは、相互に応援要請をすることができるものとする。

(必要事項の協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲、乙が各1通を保管する。

付 則

1 この協定は、昭和46年3月1日から施行する。

2 横浜海上保安部と川崎市消防本部との業務協定（昭和28年4月1日）は廃止する。

昭和46年3月1日

横浜海上保安部長 倭 島 定 雄

川崎市消防局長 瀬 川 正 雄

11-28 扇島に関する消防業務協約

制定 平成2年12月20日

横浜市消防長及び川崎市消防長（以下「両市消防長」という。）は、消防業務の執行に関し、次のとおり協約する。

（目的）

第1条 この協約は、横浜市鶴見区扇島及び川崎市川崎区扇島（以下「扇島区域」という。）の消防活動上の特異性に基づき、火災、救急、救助、危険物事故（石油コンビナート等災害防止法第23条の異常現象を含む）等（以下「災害」という。）消防業務の執行上必要な事項を定め、市民の安寧秩序を保持することを目的とする。

（業務区分）

第2条 両市消防長は、管轄する行政区域の消防責任を有することを確認するとともに、消防業務を次の各号に基づき処理するものとする。

- （1）消防隊、救急隊、救助隊その他の隊（以下「消防隊等」という。）の出場は、別記「消防隊等の災害出場区分等」による。
- （2）扇島区域において、両市境界上に設けられ、若しくは存置された防火対象物並びに消防対象物に関する消防業務（前号に定めるものを除く。）については、両市消防長の協議により処理するものとする。

2 両市消防長は、消防隊等の出場が迅速適正に行われるよう、相互に協力するものとする。

（協議）

第3条 両市消防長は、前条第1項第1号に定める「消防隊等の災害出場区分等」によりがたい事情の生じた場合、その他この協約の実施に際し疑義が生じた場合、又はこの協約に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。

（経費の負担）

第4条 消防隊等の出場に要する経費等の負担は、神奈川県下消防相互応援協定（昭和50年7月25日市町長協定）第7条の規定に準じて処理するものとする。

（協約の期間）

第5条 この協約は、扇島区域に通ずる道路網の整備等消防上重要な事情の変更がない限り継続するものとする。ただし、次項の申し出があった場合は、この限りでない。

2 両市消防長は、正当な理由に基づき、六箇月以上の猶予期間をもって申し出ることにより、いつでもこの協約を廃止することができる。

（協約書の保有）

第6条 この協約を証するため、本書2通を作成し、両市消防長記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協約は、平成3年1月1日から効力を生ずる。
- 2 扇島に関する消防業務協約書（昭和56年11月26日）は廃止する。
(平成2年12月20日締結)

附 則

この協約は、平成15年8月1日から効力を生ずる。 (平成15年7月17日締結)

平成15年7月17日

横浜市消防長 河内 輝雄

川崎市消防長 後藤 清

別 記

消防隊等の災害出場区分等

- 1 扇島区域における消防隊の災害出場は、次のとおりとする。
 - (1) 川崎市川崎区扇島については、川崎市消防局が担当し、横浜市消防局は、消防隊1隊を通常応援するものとする。
 - (2) 横浜市鶴見区扇島については、横浜市消防局が担当し、川崎市消防局は、川崎市川崎区扇島への災害出場に定める消防隊等を第1出場又は指定出場により通常応援するものとする。また、横浜市消防局の指揮者が到着するまでの間は、川崎市消防局の指揮者が一時的に指揮をとるものとし、到着後速やかに、指揮権の委譲を行うものとする。
- 2 前項第2号の災害出場時における横浜市消防局の指揮者が到着するまでの間の消防隊の増強要請は、川崎市消防局の指揮者が川崎市消防局経由で行うものとする。
- 3 扇島区域における救急隊の災害出場は、川崎市消防局が担当するものとし、救急事故の内容等により、さらに救急隊を増強する必要がある場合は、事故が発生した市域管轄の消防局が担当するものとする。
- 4 扇島区域に発生した災害の調査は、市域管轄の消防局が担当するものとする。
- 5 両市消防局は、緊急通報、消防情報等を状況に応じ連絡するものとする。

11-29 東京湾排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、東京湾において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生し、またはおそれがある場合の防除活動について、その連携を図り、必要な事項の協議を行うとともに、別表に掲げる管内排出油等防除協議会（以下「管内協議会」という。）の防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「東京湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 東京湾排出油等防除計画の協議
- (2) 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- (3) 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供
- (4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、管内協議会及び関係団体の長又はその指名する職員とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長、顧問及び幹事の役員を置く。

- 2 会長は、第三管区海上保安本部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は3名とし、会長が指名する者を充て、会長を補佐する。
- 4 顧問は、国の地方行政機関から会長が委嘱する。
顧問は、会長に対し、協議会の業務に関する必要な助言を行う。
- 5 幹事は、会員会長の推薦により選出し、総会で承認する。
幹事は、役員会の任務遂行に必要な事項の検討を行う。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は前任の残任期間とする。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。

- 2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。
- 3 会議の議長は、会長が行い、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 5 定例総会の付議事項が次条第1号及び第3号に限られる場合には、会長は、あらかじめ付議事項を会員に通知し書面による表決を求めることができる。
- 6 前項の表決の結果、過半数の表決があり、第3項の規定に準じ付議事項が承認された場合、会長が承認事項を書面により会員に通知することにより、定例総会の開催及び決議に代えることができる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告の承認及び業務計画の審議決定
- (2) 会則等の制定改廃
- (3) 幹事の選出
- (4) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第1項に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じて行う。
- 3 役員会の議長は、会長が当たる。
- 4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに準ずる。
- 5 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会の付議すべき事項の検討・立案
- (2) 総会において議決した事項
- (3) その他協議会の目的達成のために必要な事項

(技術専門委員会)

第11条 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(資料の提供)

第12条 協議会は、管内協議会の会長等から提供された資料を取りまとめ、会員に提供する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東京湾に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第14条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合には、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置)

第15条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがあり、必要と認める場合には、会長を本部長とする総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。なお、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員その他の防除を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加させるものとする。

(総合調整本部の任務)

第16条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- (1) 管内協議会会員等が行う防除活動の調整
- (2) 会員相互の情報交換
- (3) 浮流油等状況の変化等に伴う防除勢力の調整
- (4) 防災基本計画海上災害対策編に定める連絡調整本部との連携

(経費の求償)

第 17 条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第 18 条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第 19 条 協議会の事務局は、第三管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

付 則

この会則は、平成 9 年 11 月 28 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 10 年 6 月 22 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 14 年 6 月 11 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 19 年 6 月 26 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

(別表)

東京湾排出油等防除協議会構成機関

国の 地方 行政 機関	<ul style="list-style-type: none">・第三管区海上保安本部・関東運輸局・関東地方整備局・関東管区警察局・海上自衛隊横須賀地方総監部・陸上自衛隊第1師団司令部・東京入国管理局・関東経済産業局・関東総合通信局・横浜税関
地方 公共 団体	<ul style="list-style-type: none">・東京都・神奈川県・千葉県・横浜市・川崎市・千葉市・横須賀市
管内 協議 会	<ul style="list-style-type: none">・横浜管内排出油等防除協議会・東京港排出油防等除協議会・千葉管内排出油等防除協議会・横須賀地区海上災害等対策協議会・川崎管内排出油等防除協議会・木更津管内排出油等防除協議会・館山管内排出油等防除協議会
関 係 団 体	<ul style="list-style-type: none">・海上災害防止センター・流出油処理剤懇話会・日本船主協会・外国船舶協会・全国内航タンカー海運組合・外航船舶代理店業協会・日本水先人会連合会・日本サルベージ協会・日本港湾タグ事業協会・東京都漁業協同組合連合会・神奈川県漁業協同組合連合会・千葉県漁業協同組合連合会

11-30 神奈川県医師会救護隊規程

〔 神 医 規 程 第 15号 〕
〔 昭 和 40年 3月 8日 〕
昭和63年 3月16日一部改正
平成 5年 3月16日 〃
平成23年10月18日 〃

(趣旨)

第1条 定款第4条第13号により神奈川県医師会救護隊（以下「救護隊」という。）を設ける。

(目的)

第2条 救護隊は、災害発生の場合、必要に応じて応急救護を行うことを目的とする。

(災害の範囲)

第3条 災害とは、台風、豪雨、津波、地震、火災、交通災害、爆発その他これに類するものであって、知事又は市町村長が緊急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

(隊員)

第4条 隊員は、神奈川県医師会会員をもって充てる。

(組織)

第5条 救護隊の組織は、神奈川県医師会に救護隊本部を、郡市医師会に救護隊支部を設ける。

(構成)

第6条 救護隊の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長 神奈川県医師会長
- (2) 副本部長 神奈川県医師会副会長
- (3) 本部長 若干部員 神奈川県医師会理事中より本部長が指名する。
- (4) 支部長 郡市医師会長
- (5) 副支部長 若干部員 支部長が指名する

(本部長の任務)

第7条 本部長は神奈川県及び関係市町村並びにその他の関係団体と連携を保ちつつ、隊全般の指揮を行うものとする。

(副本部長の任務)

第8条 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときは代行する。

(救護隊の活動)

第9条 本部にその各部を置き、本部長の命令により活動する。

- (1) 総務部
- (2) 資材供給部
- (3) 連絡広報部
- (4) 機動部

(支部)

第10条 支部に現場救護待機班及び収容医療班を設ける。

附 則

1 この規程は平成5年4月1日から施行する。

(施行期日)

2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登録の日から施行する。

11-31 神奈川県医師会救護隊規程施行細則

- 第1条 神奈川県医師会救護隊規程第2条の目的を達成するため救護隊支部毎に若干の救護班を編成する。
- 第2条 救護班は班長以下班員若干名をもって編成し支部長の命令により活動する。
必要により支部長の認める補助員を編入することができる。
- 第3条 本部長が必要と認めた時は、当該支部長に要請し支部救護班の派遣を求める。
- 第4条 支部長は消防署、警察署その他より直接通報を受けた時は、状況判断によって救護班の出動を命じ速やかに本部に報告し必要と認める関係団体と活動上の連携を密にする。
- 第5条 本部長は支部長の報告により必要に応じ隣接都市医師会救護班の出動を要請する。
- 第6条 支部長は支部の構成並びに組織の一覧表を予め支部長に報告する。
- 第7条 救護活動の迅速を期するため平常より連絡系統を確認する。
- 第8条 規程第8条による各部は次の職務を分掌する。
1. 総務部は庶務一般を処理する。
 2. 資材供給部は救護資材を確保しこれを各支部に保管を依頼し不足に対しこれの補充にあたる。
 3. 連絡広報部は本部と各支部災害対策本部等の連絡及び広報並びに医療機関との折衝にあたる。
 4. 機動部は平常より災害時の態勢を整え災害時には連絡救護班員及び患者の搬送に協力し資材供給の運搬にあたる。なお、神奈川県医療用自動車協会と連絡を密にする。
- 第9条 本部旗、支部旗及び腕章等は別に決める。
- 第10条 本部は若干名連絡員を選び本部との連絡にあたる。
- 第11条 支部の救護に要する衛生材料の常備内容は別に決める。
- 第12条 救護隊に要する費用は別に決める。
- 第13条 連絡、報告及び指令に要する電話番号は別記する。

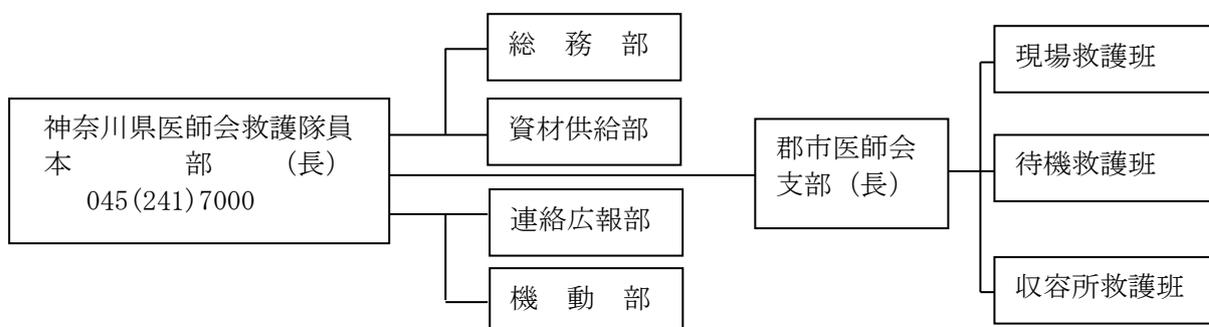
◎災害に対する救護隊支部編成基準



◎災害時連絡系統

(次の系統図には官庁関係を掲載すべきであるがこれについては県衛生部の通知により改めて連絡することとし医師会関係のみとした。)

神奈川県医師会救護隊組織図



11-32 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「京浜特防協」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長事業所内におく。

(目 的)

第3条 本会は、石油コンビナート等災害防止法第22条の趣旨に則り、京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「京浜特防協区域」という。）内に所在するすべての特定事業所およびその他の事業所が協力して、災害の発生または拡大の防止のため調査研究等を行い、もって地域防災体制の確立を図ることを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、京浜特防協区域内に所在するすべての特定事業所および本会の目的に賛同するその他の事業所（以下「会員事業所」という。）をもって構成し、別表-1に定める支部および地区をおく。

(事 業)

第5条 本会は、第3条に定める目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 災害防止に関する自主基準等の作成。
- (2) 災害防止に関する技術等の調査研究。
- (3) 会員事業所従業員等に対する災害防止に関する教育、訓練の実施。
- (4) 共同防災訓練の実施。
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業。

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名（支部長および地区長を含む。）
- (4) 監 事 2名

2 会長および副会長は理事の中から互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、欠員を生じた役員の所属する支部または地区の推せんにもとづき、理事会にて選任する。
- 3 欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は本会の運営に必要な議事を審議し、会長および副会長と共に本会の事業の推進にあたる。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

(支部長)

- 第9条 各支部に支部長をおく。
2 支部長は地区長の中から互選する。

(地区長)

- 第10条 各地区に地区長をおく。
2 地区長は地区内の会員事業所の中から互選する。

第3章 会 議

(総会)

- 第11条 総会は会員事業所によって構成し、最高の決議機関とする。

(総会の種類および開催日)

- 第12条 総会の種類は定時総会および臨時総会とし、会長が招集する。
2 定時総会は毎年度初めに開催する。
3 臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。ただし、会員事業所の過半数から要請があったときは、会長は開催しなければならない。
4 総会の議長には会長があたる。

(総会の成立および決議)

- 第13条 総会は会員事業所の三分の二以上の出席で成立し、決議は出席事業所の過半数により決め、賛否同数のときは議長がこれを決める。

(総会に付議する事項)

- 第14条 総会に付議する事項は次のとおりとする。
(1) 事業報告および事業計画に関すること。
(2) 予算および決算に関すること。
(3) 会計監査に関すること。
(4) 会則の制定および改廃に関すること。
(5) 理事および監事の選任に関すること。
(6) 入会および退会事業所の承認に関すること。
(7) その他理事会において必要と認められた事項。

(理事会)

- 第15条 理事会は会長、副会長および理事によって構成し、次の事項を審議し決議する。
(1) 総会に提案する議案に関すること。
(2) 事業遂行のため総会から委任された事項の処理に関すること。
(3) その他会長が必要と認められた事項に関すること。
2 理事会の議長には会長があたる。
3 理事会の成立および決議については総会の定めに従う。

(支部会議)

- 第16条 支部会議は、支部長および地区長によって構成し、必要の都度支部長が招集する。
2 支部会議は、本会の運営に必要な事項の連絡等を行う。
3 支部会議の議長には支部長があたる。

(地区会議)

- 第17条 地区会議は、地区内会員事業所によって構成し、必要の都度地区長が招集する。
2 地区会議は本会の運営に必要な事項の連絡等を行う。
3 地区会議の議長には地区長があたる。

第4章 入退会

(入 会)

第18条 本会に入会しようとする事業所は、その旨文書にて会長に申し出て総会において承認を受けるものとする。

2 年度の途中入会しようとする事業所については、理事会の承認をうけて、次の総会までの間会員事業所として入会することができる。

(退 会)

第19条 本会を退会しようとする事業所は、その旨文書にて会長事業所に申し出て総会において承認を受けるものとする。

第5章 会 計

(会 費)

第20条 本会の事業達成のため次のとおり会費を徴収する。

(1) 通常会費

(ア) 第1種特定事業所	年 額	25,000 円
(イ) 第2種特定事業所	年 額	13,000 円
(ウ) その他事業所	年 額	2,000 円

(2) 臨時会費

必要の都度理事会で決定する。

2 会費は毎年5月末日までに一括納入するものとする。

3 すでに納入された会費は退会等においても返納しないものとする。

4 新入会員事業所の会費は、次のとおりとし、入会の月の翌月末日までに納入するものとする。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 4月1日から9月30日までに入会したとき | 年額 |
| (2) 10月1日から翌年3月31日までに入会したとき | 年額の2分の1 |

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6章 顧 問 等

第22条 本会の運営を有効かつ円滑に推進するため顧問をおくことができる。

2 顧問は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(疑義の取扱い)

第23条 本会則の解釈上の疑義または本会則に定めのない事項については、その都度理事会で討議し、理事会でその必要を認めるときは総会へ付議し、その他のときは理事会で決定する。

(会則の制定および改廃)

第24条 本会則の制定および改廃は、総会において承認をうけなければならない。

(付 則)

この会則は、1982年3月29日から施行する。

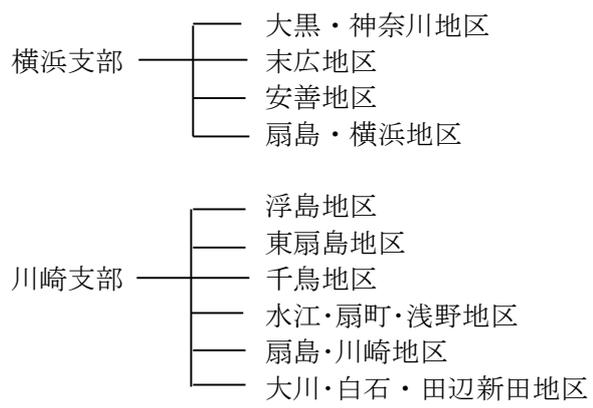
1986年4月18日一部改定

2009年4月15日一部改定

2020年4月17日一部改定

(別表-1)

本会則第4条に定める支部および地区は次のとおりとする。



11-33 根岸臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、根岸臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は会長事業所内に置く。

(目 的)

第3条 協議会特別防災区域の防災に関し、共同で協議、検討し、この区域に係る災害の発生および拡大の防止等のため、区域における防災施策の推進をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 当該特別防災区域の災害発生または拡大の防止に関する自主基準等の作成。
- (2) 災害の発生または拡大の防止に関する技術の共同研究。
- (3) 当該特定事業所の職員に対する災害の発生または拡大の防止に関する教育の共同実施に関すること。
- (4) 共同防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要と認める事項。

第2章 組 織 等

(組 織)

第5条 協議会は、各特定事業者が、それぞれ指名する会員（特定事業所長）をもって構成する。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 2名
理 事 若干名
監 事 2名

2 会長は第1種事業所、副会長は第1種事業所および第2種事業所会員の中から互選によって定める。

3 理事は会長、副会長、監事を除く全会員とする。

4 監事は会員の中より互選によって定める。

5 転勤その他の事由により役員を辞任する場合は必ずその事業所より後任を選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了の場合でも、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。

(役員職務)

第8条 会長は協議会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 理事は協議会の会務を推進する。

4 監事は協議会の経理を監査する。

(幹 事)

第9条 協議会の会務を円滑に推進するため、役員事業所よりそれぞれ幹事1名を選出する。

第3章 会 議 等

(会議の種類)

第10条 協議会の会議は、役員会および幹事会とする。

(会議の招集)

第11条 会議は必要に応じ会長が招集する。

(会議招集の手続)

第12条 役員会および幹事会の招集は、原則として開催日の5日前までに会議の目的とする事

項、日時および場所を明記した書面をもって役員または、幹事に通知する。

(議長)

第13条 役員会の議長は会長とし、幹事会の議長は会長事業所の幹事とする。

(会議の議決)

第14条 役員会および幹事会は、それぞれの定数の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議事を議決することができない。

2 役員会および幹事会の議決は、この会則で別に定めるもののほか、出席した役員または、幹事の過半数できめ、可否同数のときは議長がこれをきめる。

(役員会の議決事項)

第15条 役員会は次の事項について審議決定する。

- (1) 事業計画ならびに事業報告に関する事項
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 役員改選に関する事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) 解散に関する事項
- (6) その他会長が必要と認める事項

(幹事会の審議事項)

第16条 幹事会は、次の事項について審議し、または決定する。

- (1) 役員会に提案する議案の審議
- (2) 事業遂行のため役員会から委任された事項の処理
- (3) その他協議会の目的および事業達成に必要と認める事項

(議事録)

第17条 会議の議事録は、次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 議決事項等

(情報交換)

第18条 協議会は、各事業所相互間の防災体制の向上を期するため、情報の交換を密にするとともに、必要な資料を随時交換する。

(関係機関との連携)

第19条 協議会の事業を円滑に推進するため関係機関との連携を保ち、必要な助言と指導をあくおほか、協議会が開催する会議にその関係者の出席を求めることができる。

第4章 会費等

(会費)

第20条 協議会は、事業目的を達成するために次の会費を徴収する。

- (1) 通常会費 年額 12,000 円 (毎年4月に納入する。)
- (2) 臨時会費 必要のつど役員会で決定する。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

第5章 会則の変更および解散

(会則の変更と解散)

第22条 会則の変更および協議会の解散は、3分の2以上の同意がなければ、これを変更し、または解散することができない。

(清算人)

第23条 協議会が解散したときは、会長が清算人となる。

(付則)

この会則は、昭和52年2月1日から施行する。

11-34 川崎市内の3共同防災組織における相互応援確認書

災害応急措置に係る相互応援確認書

浮島共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会及び扇島地区共同防災協議会（以下「各協議会」という。）は、それぞれが所有する大型高所放水車、大型化学消防車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車（以下「消防車」という。）並びに耐アルコール泡消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）の相互応援体制について次のとおり確認する。

（相互応援体制の目的）

第1条 この相互応援は、平成15年9月に発生した十勝沖地震の影響で、多数のタンク等の損傷と浮き屋根式タンク2基の火災が発生したことに鑑み、市内臨海部の石油コンビナート地区においても同規模の災害が発生した場合に、その被害の拡大防止を図るべく、各協議会相互により応援体制を図ることを目的とする。なお、本確認書は石油コンビナート等災害防止法 第25条（自衛防災組織等に対する指示）に則り市町村長が指示することができるとする権限を確認するものでもある。

（応援要請の範囲）

第2条 各協議会は、市内臨海部の石油コンビナート地区において、異常な現象が発生したときは、市長（以下、「公設消防」という。）の指示により、その災害の発生又は被害の拡大防止のため、相互に応援出動することとする。

（応援出動）

第3条 応援出動を指示された各協議会は、直ちに指定された場所に消防車に機関員等を乗車させて応援出動する。

なお、別途指示された場合、各協議会は直ちに指定された場所に消火薬剤を応援のため搬送する。

2 応援出動した消防車は、公設消防の指揮者の指示に従うものとする。

（労働災害補償等）

第4条 応援出動のため防災要員に人的災害が発生した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法によるものとする。

2 労働者災害補償保険法による補償額以外に被災者が所属する各協議会において労働協約、就業規則等により、付加金、見舞金等の定めがある場合は、当該金額を発災事業所が負担する。

3 被災者の治療等に要した医療費等が労働者災害補償保険法による補償額で補償されない場合は、当該不足分を発災事業所が負担する。

4 応援出動中に消費した消火薬剤は発災事業所の負担とする。

5 物損事故等、その他の補償については、別途協議するものとする。

（疑義の取扱い）

第5条 本確認書の解釈に疑義が生じたときは、各協議会相互にて協議のうえ解決する。

（確認の有効期限）

第6条 本確認書の有効期限は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までとする。た

だし、期間満了1ヶ月前までに各協議会いずれかから申し出のない限り、本協定は有効期間の満了とともに、自動的に1年間延長されるものとし、以降もこの例によるものとする。

以上、本確認締結の証として本書3通を作成し、各協議会それぞれが記名押印のうえ各1通を保管する。

平成28年8月1日

確認者 浮島共同防災協議会
会長 山口 浩 一

川崎市千鳥地区防災協議会
会長 下 村 啓

扇島地区共同防災協議会
会長 日 下 修 一

11-35 石油コンビナート等防災資機材の保管に関する協定書【〇〇地区】

(消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、甲が所有する石油コンビナート等防災資機材（以下、「資機材」という。）の保管に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資機材の種類等)

第2条 資機材の名称、規格、数量は次のとおりとする。

名 称	規 格	数 量
放射線量計	アロカ(株)製 ポケット線量計 ADM-112	10 個
可搬型除染シャワー	英国プライス社製 N B C 災害用除染シャワー Plychem DPIX2	1 式
防災格納庫	(株)タダノ製 昇降装置付きコンテナ FT-40C	1 式

(保管場所)

第3条 資機材の保管場所は、〇〇市〇〇区防災協議会（〇〇市〇〇区〇〇町〇番 〇〇(株)〇〇事業所内）とする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。
ただし、協定期間の満了する10日前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定の効力はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(保管場所の無償使用)

第5条 乙は、資機材を保管するために必要な保管場所を甲に無償で提供するものとする。

(保管場所の変更)

第6条 乙は、自己の都合により、保管場所を変更する必要がある場合は、事前に甲と協議するものとする。
2 前項の保管場所の変更に必要な費用は、乙が負担するものとする。

(保管の義務)

第7条 乙は、第3条に規定する保管場所に設置した防災格納庫内に、他の2資機材を保管するものとする。なお、乙は防災格納庫の施錠確認を徹底することにより事故防止に努め、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に保管しなければならない。

(定期点検の実施)

第8条 乙は、資機材を正常に保管するために、定期的に点検調整を行うものとする。点検は、各資機材の外観点検及び数量点検とし、6ヶ月毎に1回行うものとする。
2 乙は、資機材に異常を認めた場合には、速やかに甲に連絡するものとする。
3 資機材の正常な機能を維持するための保守に必要な費用は、甲の負担とする。

(緊急時における災害拡大防止のための資機材の使用)

第9条 乙は、放射性同位元素等使用事業所の火災等の災害が発生し、災害拡大防止のためやむを得ないと認められる緊急時に限り、資機材を使用することができるものとし、使用後は速やかに甲の指示する事項を記載した書面により甲に報告しなければならない。
2 乙は、資機材を使用した場合には、修繕費等資機材の使用に伴い発生する費用を負担するものとする。ただし、甲が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(保管状況等の検査)

第10条 甲は、乙の資機材の保管状況等について、必要に応じ検査することができる。

(権利義務の譲渡)

第11条 乙は、この協定により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの協定の履行を第三者に委任することができない。ただし、甲が承認した場合はこの限りでない。

(第三者損害)

第12条 乙は、点検業務にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の指示等甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がそれを負担するものとする。

(秘密の保持等)

第13条 乙は、資機材を取り扱う者には、必ず身分証明書を携行させるものとする。
2 乙は、本協定の履行に際し知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この協定の終了後においても同様とする。

(協議事項等)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、神奈川県財務規則に基づくほか、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年7月〇〇日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 〇〇市〇〇区〇〇町〇番地
〇〇(株)〇〇事業所所内
〇〇市〇〇地区防災協議会
会長

(目的)

第1条 この要領は、主として大型の浮き屋根式タンク（可燃性液体貯蔵タンク）全面火災等の発災時における大容量泡放射システムの輸送等に際し、防災関係機関、広域共同防災組織、特定事業所等（以下「関係機関等」という。）が行う活動及び情報連絡事項を定めることにより、大容量泡放射システムの迅速かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(輸送に関する活動等)

第2条 関係機関等は、大容量泡放射システムの輸送等に際し次の活動等を行うこととする。

- (1) タンク全面火災を発災した特定事業所（以下「発災事業所」という。）
防災規程、警防計画及び警防活動計画に基づき、広域共同防災組織に大容量泡放射システムの輸送を要請するとともに、大容量泡放射システムの受け入れ、設定のための事前措置を迅速に行う。
- (2) 広域共同防災組織
 - ① 大容量泡放射システムの輸送車両の調達に係る協定書に基づき、運送車両を調達する。なお、車両の調達が困難な場合は神奈川県（石油コンビナート等防災本部）に協力を要請する。
 - ② 広域共同防災規程、警防計画及び警防活動計画に基づき大容量泡放射システムの輸送を行う。
- (3) 神奈川県（石油コンビナート等防災本部）
 - ① 神奈川県警察本部に対し、交通情報の提供などの通行支援の要請を行う。
 - ② 必要に応じて、広域共同防災組織が調達する車両の調達先に対して協力を要請する。
 - ③ 広域共同防災組織から要請を受けた場合は、「緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づき運送車両等の調達斡旋を行う。
- (4) 神奈川県警察本部
神奈川県（石油コンビナート等防災本部）の要請に基づき交通情報の提供並びに状況に応じて通行支援を行う。
- (5) 発災事業所を所管する消防機関
広域共同防災組織又は発災事業所と輸送に関する情報連絡を密にし、設定について自衛消防組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に必要な指示を行う。

(情報連絡)

第3条 大容量泡放射システムの輸送等に際して関係機関等が行う情報連絡等は、

概ね次のとおりとする。

(1) 発災事業所

- ① 管轄消防機関への発災の通報
- ② 広域共同防災組織への発災の通報及び出動準備又は出動要請
- ③ 協定又は契約業者への構内設定用クレーン車等の配備の依頼
- ④ 関係機関等へのその他必要な事項の報告又は連絡

(2) 広域共同防災組織

- ① 発災事業所管轄消防機関への出動要請受理の通報
- ② 神奈川県（石油コンビナート等防災本部）への出動要請受理の通報
- ③ 構成事業所の応援要員の出動準備又は出動要請
- ④ 協定又は契約業者への積み込み用クレーン車等の配備の依頼
- ⑤ 協定又は契約業者への輸送用車両の調達斡旋の依頼
- ⑥ 神奈川県（石油コンビナート等防災本部）、発災事業所管轄消防機関、発災事業所への出動態勢及び出動の報告
- ⑦ 神奈川県（石油コンビナート等防災本部）、発災事業所管轄消防機関への輸送状況等（到着予想時間等）の報告
- ⑧ 神奈川県（石油コンビナート等防災本部）への到着の報告
- ⑨ 関係機関等へのその他必要な事項の報告又は連絡

(3) 神奈川県（石油コンビナート等防災本部）

- ① 神奈川県警察本部への発災（事故）状況の通報及び通行支援に係る調整
- ② 広域共同防災組織への通行支援に関する情報提供
- ③ 神奈川県警察本部、関係消防機関（発災事業所所管消防機関を除く。）等防災関係機関への出動態勢及び出動の情報提供
- ④ 神奈川県警察本部への輸送状況等（到着予想時間等の報告）の報告
- ⑤ 神奈川県警察本部、関係消防機関（発災事業所所管消防機関を除く。）等防災関係機関への到着の情報提供
- ⑥ 防災関係機関、消防庁などとの連絡調整
- ⑦ 関係機関等へのその他必要な事項の報告、連絡又は要請

（緊急通行車両）

第4条 大容量泡放射システムの輸送時においてその通行経路が緊急交通路に指定されている場合は、「緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領」に基づき、緊急通行車両の確認手続を次のとおり行う。

(1) 広域共同防災組織

- ① 次の書類を神奈川県（石油コンビナート等防災本部）へ送付する。
 - ア 自動車検査証の写し
 - イ 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類
 - ・大容量泡放射システムの輸送車両の調達に関し、広域共同防災協議会が締結

している契約書類（覚書を含む）の写し

- ② 神奈川県（石油コンビナート等防災本部）より連絡を受け、確認標章等を受領する。

(2) 神奈川県（石油コンビナート等防災本部）

- ① 神奈川県危機管理防災課へ次の書類を添えて、緊急通行車両等確認申請を行う。

ア 緊急通行車両等確認申請書（第4号様式）

イ (1)の①により、広域共同防災組織から送付された資料

ウ 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

- ・石油コンビナート等防災計画（該当箇所）の写し
- ・大容量泡放射システムの輸送車両の調達に係る協定書の写し

- ② 広域共同防災組織へ確認標章等の交付に係る連絡を行う。

(その他必要な事項)

第5条 この要領に示した事項のほか必要な事項については、石油コンビナート等災害防止法令、神奈川県石油コンビナート等防災計画及び神奈川県地域防災計画並びに相互応援協定等によるものとする。

(連絡先一覧)

第6条 大容量泡放射システムの輸送、配備に関する関係機関等の連絡先は別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、平成21年8月10日から運用する。

附 則

この要領は、平成22年9月3日から運用する。

附 則

この要領は、平成24年3月7日から運用する。

附 則

この要領は、平成25年12月24日から運用する。

附 則

この要領は、平成26年12月19日から運用する。

附 則

この要領は、平成27年6月3日から運用する。

附 則

この要領は、平成29年12月11日から運用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から運用する。

別表

(1) 県機関（石油コンビナート等防災本部事務局）

機関名	所在地	電話・FAX番号	夜間休日
神奈川県くらし安全防災局 防災部消防保安課	神奈川県横浜市	045-210-3479	045-210-3456
	中区日本大通1	045-210-8830	

（電話・FAX番号欄：上段は電話番号、下段はFAX番号）

(2) 神奈川県警察本部

機関名	所在地	電話・FAX番号	夜間休日
神奈川県警察本部 警備部危機管理対策課	神奈川県横浜市	045-211-1212	045-211-1212
	中区海岸通2-4	045-212-0796	
神奈川県警察本部 交通部交通規制課	神奈川県横浜市	045-211-1212	045-211-1212
	中区海岸通2-4	045-641-9735	

（電話・FAX番号欄：上段は電話番号、下段はFAX番号）

(3) 関係消防機関

機関名	所在地	電話・FAX番号	夜間休日
横浜市消防局 予防部保安課	神奈川県横浜市	045-334-6407	045-332-1351
	保土ヶ谷区川辺町2-20	045-334-6610	
川崎市消防局 予防部保安課	神奈川県川崎市	044-223-2743	044-223-2645
	川崎区南町20-7	044-223-2795	

（電話・FAX番号欄：上段は電話番号、下段はFAX番号）

(4) 国機関

機関名	所在地	電話・FAX番号	夜間休日
消防庁特殊災害室	東京都千代田区	03-5253-7528	03-5253-7777
	霞が関2-1-2	03-5253-7538	
関東管区警察局 広域調整部広域調整二課	埼玉県さいたま市	048-600-6000	048-600-6000
	中央区新都心2-1	048-601-5022	

（電話・FAX番号欄：上段は電話番号、下段はFAX番号）

(5) 広域共同防災組織（神奈川県地区広域共同防災協議会及び構成事業所）

事業所名	所在地	電話・FAX番号	夜間休日
神奈川県地区広域共同防災 協議会	神奈川県横浜市	045-355-0363	045-757-7179
	磯子区鳳町2-6	045-755-2710	
E N E O S (株) 根岸製油所	神奈川県横浜市	045-757-7155	045-757-7179
	磯子区鳳町1-1	045-757-7090	

大東通商(株) 横浜油槽所	神奈川県横浜市 鶴見区大黒町12-69	045-501-8831 045-501-8837	045-501-8831
ENEOS(株) 川崎製油所	神奈川県川崎市 川崎区浮島町7-1	044-288-8350 044-288-8375	044-288-8351
東亜石油(株) 京浜製油所水江地区	神奈川県川崎市 川崎区水江町3-1	044-276-5885 044-299-1054	044-276-5885
東亜石油(株) 京浜製油所東扇島地区	神奈川県川崎市 川崎区東扇島8	044-276-5885 044-299-1054	044-276-5885

(電話・FAX番号欄：上段は電話番号、下段はFAX番号)

大容量泡放射システム等の標準輸送経路

E N E O S 榊根岸製油所	横浜市磯子区鳳町 1-1	車両数 20台
[経路] ・事業所構内（配備事業所）		
大東通商(株)横浜油槽所	神奈川県横浜市鶴見区大黒町12-69	車両数 11台
[経路Ⅰ（高速道等使用）約25分] 配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝本牧ふ頭IC入口＝（首都高速湾岸線）＝大黒JCT 出口＝（大黒1）＝事業所		
[経路Ⅱ（高速道等使用）約45分] 配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝間門＝（山下本牧磯子線）＝プールセンター 入 口＝（根岸疎開道路）＝市設市場前＝（坂下疎開道路）＝坂下橋＝（国道16）＝中 村橋＝千歳橋＝（大栈橋通り）＝扇町一丁目＝（山下高砂線）＝横浜公園IC入口＝ （首都高速横羽線）＝生麦IC出口＝（大黒1）＝事業所		
[経路Ⅲ（一般道使用）約65分] 配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝間門＝（山下本牧磯子線）＝プールセンター 入 口＝（根岸疎開道路）＝市設市場前＝（坂下疎開道路）＝坂下橋＝（国道16）＝中 村橋＝千歳橋＝（大栈橋通り）＝扇町一丁目＝（山下高砂線）＝大さん橋入口＝ （本町通り）＝港郵便局前＝（国道133）＝本町五丁目＝（栄本町線）＝栄町＝（国 道15）＝大黒町入口＝（県道6（産業道路））＝（大黒1）＝事業所		
E N E O S 榊川崎製油所	神奈川県川崎市川崎区浮島町7-1	車両数 19台
[経路Ⅰ（高速道等使用）約30分] 配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝本牧ふ頭IC入口＝（首都高速湾岸線）＝浮島JCT 出口＝（国道409）＝事業所		
[経路Ⅱ（高速道等使用）約70分] 配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝間門＝（山下本牧磯子線）＝プールセンター 入 口＝（根岸疎開道路）＝市設市場前＝（坂下疎開道路）＝坂下橋＝（国道16）＝中 村橋＝千歳橋＝（大栈橋通り）＝扇町一丁目＝（山下高砂線）＝横浜公園IC入口＝ （首都高速横羽線）＝浅田IC出口＝（県道6（産業道路））＝大師河原＝（国道 401）＝事業所		
[経路Ⅲ（一般道使用）約85分] 配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝間門＝（山下本牧磯子線）＝プールセンター 入 口＝（根岸疎開道路）＝市設市場前＝（坂下疎開道路）＝坂下橋＝（国道16）＝中 村橋＝千歳橋＝（大栈橋通り）＝扇町一丁目＝（山下高砂線）＝大さん橋入口＝ （本町通り）＝港郵便局前＝（国道133）＝本町五丁目＝（栄本町線）＝栄町＝（国 道15）＝大黒町入口＝（県道6（産業道路））＝塩浜交差点＝大師河原＝（国道 409）＝事業所		

東亜石油(株)京浜製油所水江地区	神奈川県川崎市川崎区水江町3-1	車両数 12台
<p>[経路Ⅰ（高速道等使用）約35分]</p> <p>配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝本牧ふ頭IC入口＝（首都高速湾岸線）＝ ＝東扇島IC出口＝（国道357）＝川崎港海底トンネル＝（国道132）＝夜光交差点＝ ＝（殿町夜光線）＝川崎臨港警察署前＝（皐橋水江線）＝事業所</p>		
<p>[経路Ⅱ（高速道等使用）約60分]</p> <p>配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝間門＝（山下本牧磯子線）＝プールセンター 入口＝（根岸疎開道路）＝市設市場前＝（坂下疎開道路）＝坂下橋＝（国道16） ＝中村橋＝千歳橋＝（大栈橋通り）＝扇町一丁目＝（山下高砂線）＝横浜公園IC 入口＝（首都高速横羽線）＝浅田IC出口＝（県道6（産業道路））＝川崎臨港警察 署前＝（皐橋水江線）＝事業所</p>		
<p>[経路Ⅲ（一般道使用）約80分]</p> <p>配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝間門＝（山下本牧磯子線）＝プールセンター 入口＝（根岸疎開道路）＝市設市場前＝（坂下疎開道路）＝坂下橋＝（国道16） ＝中村橋＝千歳橋＝（大栈橋通り）＝扇町一丁目＝（山下高砂線）＝大さん橋入 口＝（本町通り）＝港郵便局前＝（国道133）＝本町五丁目＝（栄本町線）＝栄町 ＝（国道15）＝大黒町入口＝（県道6（産業道路））＝川崎臨港警察署前＝（皐橋 水江線）＝事業所</p>		
東亜石油(株)京浜製油所東扇島地区	神奈川県川崎市川崎区東扇島8	車両数 13台
<p>[経路Ⅰ（高速道等使用）約30分]</p> <p>配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝本牧ふ頭IC入口＝（首都高速湾岸線）＝ ＝東扇島IC出口＝（国道357）＝事業所</p>		
<p>[経路Ⅱ（高速道等使用）約65分]</p> <p>配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝間門＝（山下本牧磯子線）＝プールセンター 入口＝（根岸疎開道路）＝市設市場前＝（坂下疎開道路）＝坂下橋＝（国道16） ＝中村橋＝千歳橋＝（大栈橋通り）＝扇町一丁目＝（山下高砂線）＝横浜公園IC 入口＝（首都高速横羽線）＝浅田IC出口＝（県道6（産業道路））＝塩浜交差点＝ （国道132）＝川崎港海底トンネル＝川崎マリエン前交差点＝川崎マリエン西側交差点＝事業所</p>		
<p>[経路Ⅲ（一般道使用）約85分]</p> <p>配備場所＝本牧市民公園前＝（国道357）＝間門＝（山下本牧磯子線）＝プールセンター 入口＝（根岸疎開道路）＝市設市場前＝（坂下疎開道路）＝坂下橋＝（国道16） ＝中村橋＝千歳橋＝（大栈橋通り）＝扇町一丁目＝（山下高砂線）＝大さん橋入 口＝（本町通り）＝港郵便局前＝（国道133）＝本町五丁目＝（栄本町線）＝栄町 ＝（国道15）＝大黒町入口＝（県道6（産業道路））＝塩浜交差点＝（国道132） ＝川崎港海底トンネル＝川崎マリエン前交差点＝川崎マリエン西側交差点＝事業所</p>		

11-37 第5地区大容量泡放射システム運用連絡会設置及び運営要領

(設置及び趣旨)

第1条 神奈川県内の石油コンビナート等特別防災区域（以下「第5地区」という。）における大容量泡放射システムの運用に関して必要な事項について、情報交換、検討などを行うため、第5地区大容量泡放射システム運用連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(構成及び運営)

第2条 連絡会は、別表の機関の関係課等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。

- 2 連絡会は、構成機関の要請により開催する。
- 3 連絡会が必要と認める場合は、構成機関以外の出席を求めることができる。
- 4 連絡会は、次条各号に定める事項に応じて、構成機関の全部又は一部の機関をもって開催することができる。
- 5 連絡会の進行は、連絡会の開催を要請した構成機関が行う。
- 6 連絡会の開催に係る調整事務は、神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課が行う。

(検討事項等)

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について情報交換、検討などを行う。

- (1) 大容量泡放射システムの運用に関する事項
- (2) 大容量泡放射システムの課題等に関する事項
- (3) その他大容量泡放射システムに関する必要な事項

(その他)

第4条 本要領に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、構成機関が協議して定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 22 日から施行する。

別表 第 5 地区大容量泡放射システム運用連絡会構成機関

機 関 名
横浜市消防局予防部保安課
横浜市消防局警防部警防課
川崎市消防局警防部警防課
川崎市消防局予防部保安課
神奈川地区広域共同防災協議会（構成事業所を含む。）
神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

11-38 危険物タンクのスロッシング被害予測システムの運用にかかる機器の設置及び管理に関する協定書

(消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、危険物タンクのスロッシング被害予測システム（以下「システム」という。）を運用するため、神奈川県（以下「甲」という。）が所有する機器の設置及び管理に関し、〇〇事業所「以下「乙」という。」とのシステムの管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(機器の種類等)

第2条 機器の名称、規格、数量は次のとおりとする。

名 称	規 格	数 量
地震計	VSE-355EI 電源・通信用ケーブル	1式
解析装置(サーバー)	DH-230-16 (収録装置) YEUP-101PA (無停電電源装置) 電源・通信用ケーブル	1式
光回線終端装置	GE-PON-ONU 電源・通信用ケーブル	1式
評価装置(ノートパソコン)	ノートパソコン 電源・通信用ケーブル	1式
モバイルルーター	モバイルルーター 電源・通信用ケーブル	1式

(設置場所)

第3条 機器の設置場所は、〇〇〇〇株式会社（〇〇市〇〇区〇町〇番〇号）内とする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する10日前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定の効力はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(機器の無償管理)

第5条 乙は、機器の設置場所を甲に無償で提供するものとする。

(設置場所の変更)

第6条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更する必要がある場合は、事前に甲と協議するものとする。

2 前項の設置場所の変更に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。

(管理の業務)

第7条 乙は、第3条に規定する設置場所に設置した機器を善良なる管理者の注意義務をもって誠実に管理するものとする。

2 乙は、機器に異常を認めた場合には、速やかに甲に連絡するものとする。

(運用)

第8条 乙は、甲からの依頼に基づき、システムの操作、データ入力等に協力することとする。

(点検の実施)

第9条 甲は、システムを正常に運用するために、定期的に機器の点検調整を行うものとする。
点検は、各機器の外観点検及び稼動点検とし、原則として12ヶ月毎に1回行うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、甲は、システムの異常等が生じた場合は、乙に連絡のうえ、随時、機器の点検調整を行うものとする。

(維持管理等の経費)

第10条 機器の正常な機能を維持するための保守に要する費用は、甲の負担とする。
2 機器の稼動に要する電力消費の費用は、乙の負担とする。

(機器の撤去等)

第11条 協定の解除等により第2条に定める機器の撤去は、甲と乙が協議するとともに甲が費用を負担し行う。

(協議事項等)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 ○○市○○区○町○番○号
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○○

11-39 大容量泡放射システムの輸送車両に関する協定書

神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づき、大容量泡放射システムの輸送に用いる車両の調達について、神奈川県石油コンビナート等防災本部長 黒岩祐治（以下「甲」という。）と神奈川・静岡地区広域共同防災協議会長 野呂隆（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

（車両の調達）

第1条 神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づき、大容量泡放射システムの輸送に用いる車両は、乙が別に締結している契約に基づき調達するものとする。

（経費の負担）

第2条 前条の調達に要した費用は乙が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から特段の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

（協議事項等）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決定するものとする。

平成 26 年 11 月 17 日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県石油コンビナート等防災本部長
黒岩 祐治

乙 横浜市磯子区鳳町 1 番 1 号
神奈川・静岡地区広域共同防災協議会長
野呂 隆